

# 琉球大学学術リポジトリ

## スウェーデンにおける児童虐待への対応 －2009・2010年現地調査の概要－

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2011-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高田, 清恵, Takata, Kiyoe メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/22489">http://hdl.handle.net/20.500.12000/22489</a>

【資料】

## スウェーデンにおける児童虐待への対応 —2009・2010年現地調査の概要—

高 田 清 恵

### 調査の概要

1979年に世界で初めて体罰禁止を法定したスウェーデンでは、児童虐待および配偶者からの暴力への法的対応として、刑事法的対応、家族法的対応そして社会福祉法制による対応が行われている。とくに1990年代以降は、被害者の迅速かつ適切な保護と家族そのものへの支援のため、社会福祉法制における発展がみられる。また近年、児童福祉法制の抜本的な見直しが検討され、法改正の提案（SOU2009:68）も出されている。

このようなスウェーデンにおける近親者からの虐待・暴力についての問題状況と法的対応のあり方を明らかにするため、2009年と2010年、児童虐待および配偶者による暴力等に関する法制度およびその運用状況等について現地調査を行った。本稿は、そのうち児童虐待に関するヒアリング調査の概要をまとめたものである。

配偶者による暴力および高齢者虐待に関するヒアリング調査の概要と、収集したその他の関連資料については、紙幅の関係上、別の機会にゆだねたい。

また、参考資料として、未成年者の保護に関する特別規定を定める法律（1990：52、LVU）（資料1）、児童福祉法制の見直しに関して社会省から出されたプレスリリース（資料2）、エステルスンド市社会福祉課の組織図（資料3）、子どものニーズを判定するための「BBIC（Barns Behov I Centrum）」の枠組み（資料4）の仮訳を添付した。

児童虐待に関するヒアリング調査の訪問先は、以下のとおりである。

- 1 2010年8月31日 Socialdepartementet (スウェーデン社会省)  
Agneta Björklund (アグネータ・ビョルクランド氏、児童福祉担当職員)  
Charlotte Palmstjärna (シャルロット・パルムシャーナ氏、同)
- 2 2009年3月31日 Länsstyrelse i Jamtlandslän (イェムトランドレーン執行委員会)  
Kjell Brickman, socialdirektör (シェール・ブリックマン氏、社会福祉部長)
- 3 2009年8月26日 Socialförvaltningen i Östersundskommun  
(エステルスンド市社会福祉課)  
Ewa Andersson, socialsekreterare (エヴァ・アンダーション氏、児童福祉担当援助判定員)  
Anna-Karin Lundqvist, familjehemssekreterare (アンナ＝カーリン・ルンドクヴィスト氏、里親担当職員)
- 4 2009年8月25日 Ankaret i socialförvaltningen, Östersundskommun  
(エステルスンド市社会福祉課 ニーズ調査施設「アンカレット」)  
Eva Sjöstrand, teamchef (エヴァ・ショーストランド氏、アンカレット施設長)
- 5 2010年9月9日 Bryggan och Trappan i socialförvaltningen, Östersundskommun  
(エステルスンド市家庭支援部門「ブリッガン」「トラッパン」)  
Inger Selinder, fritidspedagog/ taktilterapeut (インゲル・セーリンデル氏、ブリッガン職員、余暇活動指導員、セラピスト)  
Ann Björk, socionom (アン・ビョーク氏、トラッパン職員、ソーシャルワーカー)

ヒアリング調査のうち、1は名古屋経営短期大学の古橋エツ子教授と共同で行い、2～5は高田のみが訪問した。また、1はビヤネール多美子氏、2～5は石濱

ヘーグストレム実佳氏に通訳としてご協力いただいた。記して感謝を申し上げます。

なお、本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「虐待防止法の総合的研究—国際比較と学際領域のアプローチを軸に—」（代表者：古橋エツ子）および基盤研究（A）「家族のための総合政策—虐待・暴力防止法制における国際比較を中心に」（代表者：本澤巳代子）による研究の一部である。

## 1 スウェーデン社会省

〔訪問日〕 2010年8月31日（月）

〔対応者〕 アグネータ・ビョルクランド氏（社会省児童福祉担当職員）

シャルロット・パルムシャーナ氏（同）

### （1）子どもと青少年の保護および支援に関する法律（LBU）案の背景

子どもに対する暴力の問題は、スウェーデンでは非常に重要な問題ととらえられており、政治的にも最優先事項とされている。子どもに対する暴力の問題は政府の様々な省庁が関連する問題であるため、「子どもの権利政策」と呼ばれる政治分野の問題でもある。

2009年に立法調査委員会（Barnskyddsutredningen）から「子どもと青少年の保護および支援に関する法律（Lag om stöd och skydd för barn och unga, LBU）」案が提案され、引き続き検討作業が行われている。数年前、マリア・ラーション（Maria Larsson）保健大臣がこの問題を調査する必要があると考えた。国連の子どもの権利条約を実現するため、すなわち「子どもにとって良好な生活（Barnens lev och väl）を実現するためである。法案では、子どもに保護される権利があることを明確に定める。

現行法は、子どもと青少年に関する規定がいくつかの法律にまたがって定められている。すなわち社会サービス法（Socialtjänstlagen (2001:453, SoL)、未成年者の

保護に関する特別規定を定める法律 (Lag(1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga, LVU) などである。子どもの保護に関するこれらの法律を、一つにまとめてもいいのではないかと提案されている。

検討作業は昨年夏にはじまり、報告書はレミスにまわされ、行政機関や関係する諸団体がこの提案に関して意見を寄せた。こうしたレミスの回答にもとづき現在検討作業が進められている。この法改正の提案は、「少しここを変えたら」という意見もあるが、おおむね好意的に受けとめられている。

法改正に対して反対する人もいる。いくつかの任意団体、行政機関、国会オンブズマンは法律を変える機は熟していないと言っている。反対の理由は、社会サービス法は任意法であり、LVUは強制法であるため、任意法と強制法を一つの法律にすべきではないという点から出されている。また、なぜ子どもに関する規定だけを既存の法から移すのか、なぜ社会サービス法全体を見直さないのか、という点からも反対が出されている。ただ、新しい法律を制定しようとしまいと、原則的には、ほとんどの提案は現行法のもとでも実現できる内容である。

一方で、子どもオンブズマン等、子どもに関わる業務に携わる人々の多くは、子どもを本当に守ることができる法律が制定されることに賛成の立場である。子どもを守るための諸規定をひとつの法律の中に盛り込みたいと考えている。

## (2) 親への支援・親の同意のない調査

同法案において最も重要な点の一つは、常に同じソーシャルワーカーが子どもを継続して担当すべき、としている点である。またソーシャルワーカーは、少なくとも年に4回は担当する子どもを訪ねるべきとしている。

また法案では、ファミリーホームや施設に子どもが措置されることになった場合、その親は、新しい状況に適切に対応することができるように支援を受ける権利を有することも定められている。こうした考えの背景には、子どもは再び自分の家に戻るため、親に対しても支援が必要だと考えられているからである。

他に目新しい点としては、親に知らせることなしに、社会サービス行政が調査を目的として18歳未満の子から話を聞くことができるとした点である。法案の一部はすでに施行されており、この点も今年8月1日から施行されている。親に知らせることなしに子どもについての調査を開始できるのかどうかに関しては、いくつかの規制がある。現行法では、子どもに関する調査を開始した場合は直ちに親に知らせなければならない。なぜなら親は親権者であるからである。しかし新法では、親に知らせなくても調査を始めることができる。例えば、親が子どもを虐待しているという通報があった場合、親に知らせる前に調べる必要があるかもしれない。そうすることで、より多くの情報が入手でき、子どもから話を聞くことができる。このように、子どもの権利と保護を強化することで、より子どもの権利条約に適合することができる。対象とされる子どもの年齢は、18歳未満である。

### （3）子どもの影響力と子どもの最善

子どもは自分の声（意見）を他の者に聞かせる権利を有し、子どもが話したことは文書化され、記録される。しかしこのことは、すでに現行法でも規定されており新しい事ではない。現在でも、子どもが発言する権利や意見を聞かれる権利に関する規定が明記されている。それは現行の法律のなかでもかなり強力なものである。

法案の中で非常に明確にされていることは、何事も「子どもにとって最善である」ということを考えて行うという点である。法案では、すべての決定が「子どもにとって最善」であることが決定的に重要な点である。

0歳から18歳未満の子どもすべてが対象である。子どもが小さくて話ができない場合は、その子どもにもっとも近い者から話を聞く。スウェーデンではほとんどの子どもが就学前学校に通っており、1歳か1歳半頃から、概ね80～85%の子どもが通っている。子ども自身が話せなくても、就学前学校の職員たちは子どもたちのことをよく知っているので、職員から子どもについての話を聞くことになる。

子どもの言うことに耳を傾ける、子どもが何を言いたいのかを理解するというこ

とは非常に重要である。また、どのように子どもに話を聞くかということも大切である。入所措置の対象となっている子どもたちと話をし、そして彼らの意見や苦情を聞く方法を見つけ出さなければならない。この問題は真剣に考えなければならない。そのため、子どもの権利条約と子どもの権利について深い知識をもつ国の機関である「子どもオンブズマン」が、子どもと対話し子どもの話を聞く方法を開発する任務を与えられたのである。

#### (4) 施設入所児童の保護

ファミリーホーム (familjehem) やその他の施設に住む子どもの保護については、現行法上でも、社会委員会 (socialnämnden) がこれをフォローアップすることに関する明確な規定がある。措置された場で子どもがどのような状態にあるかを、6ヶ月に一度、報告書を作成して提出しなければならない。社会サービス行政は、情報を社会委員会に報告しなければならない。いわゆる児童福祉施設は、数百人収容するといった大規模な施設ではなく、ほとんどのホームは5人から12人ぐらいであり、とても家庭に類似した形態のものである。スウェーデンでは、児童福祉施設にずっと住み続ける子どもはいない。措置の対象となる子どもの4人に3人はファミリーホーム、フォスターホームに住んでいる。

12歳以下の子どもがファミリーホームに措置される最も一般的な理由は、家庭環境であり、親との関係である。親がアルコールもしくは麻薬を乱用する、精神疾患を有する、その他、数は少ないが子どもに対する侵害行為であり、侵害行為の内容は虐待や性的な侵害である。

年少の子どもが入所措置の対象となるのは家庭環境を理由とするが、年長の子どものについては、本人自身の行動を理由とする場合が多い。すなわち子ども自身が乱用問題、もしくは犯罪、精神的な問題をもったり、家から逃げ出すことなどが原因である。その他、非常に大きな社会的問題を抱えており、自宅に住み続けることができないなどの例もある。

1920年代から30年代終わり頃までにフォスターホームなどに預けられた者たちが、非常に劣悪な状況に置かれていたこと、そして彼らが育った時代には誰もそれに眼を向けなかったことがその後マスコミに公表され、その結果として、ファミリーホームや施設などに入所する人たちを慎重にフォローアップしなければならないということが議論されてきたという経緯がある。彼らはそこでひどい虐待を受け、ひどい扱いを受けた。そして、こうした体験をした人たちは、国に損害賠償を請求した。5年ほど前か、あるいはもう少し前から議論がもちあがり、社会的な議論となったという背景がある。

1979年に施行された体罰禁止法（Agaförbudet）には罰則は決められていないため、刑罰を科す際は刑法に基づくことになる。

#### （5）児童虐待に関する調査・統計

最新の調査は2006年に実施された。政府は、今年6月に新たに調査をすることを決定した。継続的にフォローアップを行うことが重要である。殴られた子どもの数が少なくなればそれは統計上にもあらわれる。警察に届けられたケースの数もフォローできる。子どもに対する虐待が多くなれば事件の件数も増加する。最近は、通報の件数が多くなっている傾向にある。今日では、より多くの人が子どもに対する虐待を通報しているため、このようにネガティブな統計になる。過去と比べてより多くの子どもが殴られているわけではない。統計には子ども同士の暴力も含まれている。学校の中で子どもが喧嘩をしているのを見れば学校は届出をする。

犯罪防止委員会（Brottsförebyggande rådet, Brå）には、警察に届けられた虐待についての統計があり、そのウェブサイトでも見ることができる。社会サービス行政に通報された件数は統計にあらわれていない。社会庁は、通報の背景についても対象とした新しくより詳しい統計を提出するよう犯罪防止委員会に指示している。

#### （6）知識の普及と親への支援



親が子どもの権利についての知識をもつことが大切だと政府も考えている。特に子どもが保護される権利についてである。子どもオンブズマンは最近、親を対象とした資料を作成するという仕事を政府から委託されている。1年程前に政府は、子どもを養育する全期間にわたって、親に対して、親として生きるための支援を提供することを決定している。妊娠中や子どもが生まれたばかりの時期だけではなく、子どもが成育する全期間を通して、親は親への支援や親教育にアクセスできるということである。これはコミュニケーションに対して義務づけられてはいないが、実施するよう勧告が出されている。

## 2 イエムトランドレーン執行委員会

〔訪問日〕 2009年3月31日

〔対応者〕 シェール・ブリックマン氏（イエムトランドレーン執行委員会社会福祉部長）

### （1）児童虐待に関する法制度

児童虐待への対応にあたって、まず基本となる法律は親子法（Föräldrabalken (1949 :381), FB）である。同法は、子どもに対する一定の権利が定められているとともに、親には子どもを養育する義務を課している。すなわち、親子法の第6章1条は、子どもが安心して過ごすことができるべきだとする、子どもの権利について定めた条項である。同2条には、親の義務が規定されている。同7条では、養育に不備があった場合の親権の制限について定めている。

社会サービス法 (Socialtjänstlagen (2001:453, SoL)) は、子どもが例えば虐待など、適切な生活環境のなかにおかれていないような場合に、その危険性を察知したすべての人に対して通報義務を定めている。通報を受けた社会サービス行政が適切な保護やケアの決定を行い、家庭に対してサポートを行うという構造になっている。

家庭に適切な保護を提供しても、親の側における不適切な状況が著しい場合や、親が社会福祉行政から提供されるケアを受けることを拒むような場合には、子どもの保護を優先的に考えなければならない。このため、社会委員会は裁判所に、未成年者の保護に関する特別規定を定める法律（Lag(1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga, LVU)）に基づく強制保護の申立てを行い、裁判所が決定を行うことになる。この場合、地方行政裁判所の管轄となる。

親子法の規定の中心は、親が離婚した場合に子どもに対する養育権をどうするか、といった事項である。親から子に対する養育に不備があって、社会的な援助を必要とする場合には、社会サービス法が適用される。レーン執行委員会は、子どもが虐待を受けたり不適切な状況におかれているため、社会サービス法やLVUに基

づいて社会が介入して様々な保護や支援を提供しなければならない場合について、これらの法の適用に関して監督を行っている。

## (2) 通報義務

通報義務は、社会サービス法第14章1条に定められている。通報義務には、2つのレベルがある。一般の人が子どもが虐待を受けていることを知り得たような場合は、通報「すべき」であると定められている。しかし、幼稚園や学校の教職員など、職務上子どもに関わる仕事に従事する人々については、通報する「義務」が課されている。子どもに関わる仕事をしている者は、匿名で通報することはできない。一般の人は匿名で通報することができる。

通報する者は、虐待の程度がどのようなものかを判断する必要はない。「もしかすると虐待が行われているかもしれない」という感覚をもった場合には、直ちに通報すべきである。これをうけて社会委員会には、どのような虐待が行われているのか、その程度について調査する義務が生じる。社会委員会に通報があったときは、社会サービス法第11章1条が適用される。同条では、通報があった場合又は自らの行う業務のなかで児童虐待の危険をみとめた場合には、速やかに調査を開始しなければならないと定められている。

### ・第11章1条3項の家族カウンセリングに関する例外

家族相談（家族カウンセリング）は、家族がカウンセリングを受けたり話し合いをするなかで家族の問題について解決策を探っていくためのものである。このため、ある程度の信頼関係を築くことが必要であるので、よほど重大な虐待が行われているという確信をもった場合を除いて、職員にはより厳格な守秘義務が課されている。このため、社会福祉の仕事に従事するその他の者に比べ、家族カウンセリングに従事する者には、より厳格な程度の守秘義務が課されている。家族カウンセリングは、民間が実施している場合もあれば、コミュニケーションが自ら行う場合もある。コミュニケーションがたとえば教会などと協力体制をとって実施している場合もある。いずれ

の場合も、守秘義務の内容は同じである。

・「子どもが不適切な状況におかれている場合 (barn far illa)」と「児童虐待(barn misshandeln)」

後者は、主に刑法上の概念である。前者は、例えば子どもが権利として受けられるはずの適切な養育がうけられない場合なども含む、より広義な概念である。例えば子どもが毎日不衛生な服を着ているとか、食事をとっていないといった事実に学校が気づけば、これも前者として通報の対象になる。通報すべき場合は、「青あざがあるのをみた」といった場合に限られない。

「児童虐待(barn misshandeln)」には、身体的暴力だけでなく精神的な虐待も含まれる。身体的、精神的、性的な虐待が含まれると考えられている。しかし精神的な侵害の場合は、立証することが難しい。

### （３） 案件の調査

社会委員会に通報があった場合、まず最初に、この案件についての調査を開始するかしないかという事前判断が行われる。事前判断の結果、約50%のケースについて調査が行われている。また以前は、調査を開始するにあたって、任意法に基づく保護の場合は、親権者に「この人とこの人にコンタクトをとりたいのだが」といった同意を得なければならなかった。強制保護に関してのみ、調査段階で同意をとる必要はなかったが、任意法である社会サービス法については、親の同意を要した。現在は、同意がなくても調査ができるようになった。

調査対象となるケースは、「子どもの保護のために社会委員会の介入が必要な事態」にあるケースである。社会委員会の介入が必要な事態というのは、親子法第6章1条にもとづき、子どもが親からどういうサポートを受ける権利を有しているのか、そして、親にはどういうサポートを子どもに与える義務があるのか（同2条）、これらの点にかんがみて、子どもにとって何か不適切な問題がある場合に「社会委員会の介入が必要な事態」となる。

調査すべき点としては、第一に「子ども個人の必要性（ニーズ）」である。一人ひとりのニーズが異なる。第二に、このニーズを両親が満たすことができているかどうかという点である。そして第三に、この満たせていない部分を社会委員会からのどのようなサポートによって満たすべきかという点である。例えば児童精神科で治療を受けたり、カウンセリングを受けたりするなど、子ども自身に対するサポートが必要な場合もある。また、誰かが子どもに対して虐待を加えているために子どもが保護を必要としている場合もある。子どものニーズは、かなり広い意味でみていかなければならない。

また、子どもがもう少し年長になると、本人の行動、例えば非行行為などに親が対処できない場合など、子ども自身の行動が原因となって強制介入が必要な場合も出てくる。LVUには、環境に問題があって介入しなければならない場合と、青少年自身の行動に問題があって介入しなければならない場合の二つの場合が想定されている。社会サービス法第14章1条に定める通報義務の対象には、両者の場合が含まれる。たとえば青少年が飲酒して酔っ払っている場合や軽犯罪に手を染めた場合などでは、警察から社会委員会に報告がきて調査を開始することが一般的である。

#### （４）支援・援助の決定

問題が軽度の場合は、両親に対する助言や指導、ソーシャルワーカー等が家庭に対して実践的な支援を行うこと、コンタクトパーソンや家庭を対象としたコンタクトファミリーといった形態の支援が決定される。それでも不十分な場合は、里親委託や施設入所（ケアまたは居住のための施設（hem för vård eller boende, etc.））などの施策が決定される。

コンタクトパーソンは、親にとっては、アドバイスを与えたり会話のパートナーとなって育児の問題について話し合えるような支援を与える人となる。子どもにとっては、親以外にもう一人頼りになる大人ということになる。コンタクトファミリーは、その他に、子どもが定期的にそちらの家庭に泊りにいくなどして実親の育

児負担を軽減するという役割も担っている。

ファミリーホームは、子どもが別の家族のもとに長期的に住むことになる、里親となる家庭のことである。入所施設（ケアまたは居住のための施設（hem för vård eller boende, etc.））は、いわゆる施設としての性格がより強いものである。12歳以下の子どもに対して施設入所の決定が行われることはめったにない。子どもに対してどのような処遇が適切かという、やはり小さな子どもには家族が必要である。しかし、本人の行動が原因となって矯正が必要な場合であれば、入所施設への措置が中心となる。

#### （5）LVU に基づく強制保護

親の側からこれらの施策は必要ない、社会委員会の介入は必要ないといって拒否される場合がある。拒否された場合、社会委員会は、強制的に介入する必要があるのかどうかを判断する段階へと移る。任意の場合も強制の場合も、子どもに対して提供される施策の中身は全く同じである。自由意思によって里親のもとに預けられる場合もあれば、強制的に行われる場合もある。親が社会委員会から提案された施策を拒否し、それでも社会委員会が必要であると判断した場合には、強制法であるLVUに基づき決定が行われ、施策が実施される。ただし、強制法に基づいて行われるのは助言や相談といった内容ではなく、里親委託や施設入所という施策である。

提案された施策を受けるか拒否するかについて決定権をもつのは、親権者である。さらに、子どもが15歳以上であれば子どもの同意も必要である。そのため、子どもが施策を受けることを拒否した場合にも強制法であるLVUの適用が必要となる。子どもが15歳以上で親と子の意思が異なっている場合も、両者の意思が同じ程度に尊重されるため、親か子のどちらか一方が拒否している場合には、同様に強制法の手続きが必要となる。

強制法の適用が必要であると判断される基準は、子どもの生命や健康に危険を及ぼす重大な影響があるとみとめられる場合である。この「重大な」という部分に重

点がおかれる。重大な影響があると判断された場合に、強制法が適用される。

最初は同意していたにもかかわらず後にこれが撤回された場合にも、強制法が適用される。施策を提供するか否かについては、原則として親権者からの同意が必要となるが、他方でその同意が信頼できるものかどうか、ということが問題となる場合がある。同意の信頼性が低いと判断される場合には、(同意が後に撤回されてからでなく) その時点でLVUの適用が検討されることもある。

#### ・「環境ケース」と「行動ケース」

環境に問題がある場合と、青少年の行動自体に問題がある場合の二つの場合があるが、それぞれ適用される条項が異なる。環境に問題がある場合とは、身体的、精神的虐待の場合や、与えなければならない養育において不十分さや欠如がある場合などは、LVUにおける「環境ケース」という呼び方がされている。先述の虐待の例以外では、親と子どもの間に信頼関係が育っていない場合や、逆に、自分と子どもを同一化させてしまっているような場合など、親と子どもの適切な関係が結べていない場合も環境ケースのなかに含まれる。LVUの2条に規定されている。

他方、青少年の行動に問題があるケースに関しては、LVUの3条で規定されている。青少年がアルコールや麻薬を常用しているとか、犯罪行為やその他の反社会的な非行行為がある場合などが該当する。反社会的・非行的行為にあたる行為には、売春行為や乱用が行われている環境に身を置くことが多いといったケースなども含まれる。

#### ・強制保護の手続き

先述のとおり、社会委員会が地方行政裁判所に強制法適用の申立てを行う。申立てをするか否かの決定は、コミューンの社会委員会が行う。

緊急に保護を要する場合、たとえば乱用が青少年の命にかかわる場合や、家庭で性的虐待を受けており虐待者から未成年者を緊急に保護する必要がある場合などは、社会委員会の長が緊急保護を決定することができる。社会委員会の長が緊急保護を決定した場合、保護を継続すべきかどうかを地方行政裁判所が判断する。つま

り、最終的にLVUに基づく保護の決定を行うのは裁判所である。社会委員会が緊急に介入して子どもを親から引き離した場合も、4週間以内に地方行政裁判所に保護の継続の申立てをしなければならない。

LVUの適用対象は、環境ケースの場合は18歳未満の者であるが、行動ケースの場合は21歳未満までが対象となる。

## （6）親権の制限および移転

親子法には親権剥奪の手続きについて定められている。手続きは、ほぼLVUの適用の場合と同じである。実際にはこれはあまり活用されておらず、多くの場合はLVUが活用されている。両親が離婚した場合、あるいは離婚していない場合でも両親のどちらかが親権者として不適切な場合は、夫婦のどちらかが、他の一方を親権者として不的確だとして親権剥奪を申立てることができ、裁判所が決定する。

社会委員会にも親権剥奪を申立てる権限が与えられている。しかしこれはめったに活用されない。親権の剥奪という方法をとるよりも、LVUを適用することの方が多。

子どもが社会サービス法にもとづき里親に委託される場合、社会委員会は、親権を実親から里親に移すべきかどうかを決定しなければならない。その場合、基本となるのは親がどの程度不適切な問題を生じさせているかということではなく、子どもの権利を基本として判断される。すなわち、里親との関係性が築かれ、里親のもとで安定した家庭環境が形成されてきたわけであるから、子どもが引き続き安定した養育環境のなかで育っていくための基盤をつくる、という観点で親権を移転するかどうか決定される。親権移転の判断の時期は、原則として里親委託が開始されてから3年後とされている。親権の移転が決定された後は、6ヶ月ごとにフォローアップが行われる。しかし現状では、立法者が考えていたほどには親権の移転は実施されていない。その原因の1つは、里親の側が子どもの養育について責任をもつとしても、親権を得ることまでは尻込みをしてしまうことが挙げられる。



親子法には、一時的な親権制限の規定はない。しかしLVUには、たとえば子どもがどこの里親のもとにいるかを教えない等、限定的に親権を制限して、親が子に接近できないようにするための手段が規定されている。この場合も、社会委員会によって3ヶ月に一度見直しが行われなければならない。LVUにもとづく強制保護を続けるかどうかの判断は、6ヶ月に一度見直さなければならない。親に子の居所を教えないといった親権を制限するような決定については、親は裁判所に不服を申し立てることが可能であり、決定の取消しを求めることができる。これは通常の行政訴訟の手続きとなる。

#### (7) 警察機関の介入・連携

例えば、家で両親がけんかをしている際に警察に通報があり、警察がかけつけた場合、その場に子どもが残っていることが子どもにとって適当でない判断した場合には、警察が子どもをその場から引き離すことがある。その場合も、警察には直ちに社会委員会に通報する義務がある。警察は子どもに対して保護を与えることができないからである。

LVU43条は、どのような場合に警察の介入が可能であるかを規定している。3つの場合に警察の介入が要請できる。第一は、必要な医学的な検査を受けさせることに対して抵抗を受ける場合、つまり虐待が疑われる場合に子どもに医学的検査を受けさせることに親が反対する場合である。第二は、強制法を執行をする際に親が反対するような場合である。第三に、里親や入所施設から子どもが逃げ出した場合で、子どもの所在を捜さなければならない場合である。

現在設置されている入所施設の多くは民間の施設であるため、施設側が有している権限は限定的である。いくつかの施設は国によって運営されているが、そこでは権限がより強化されており、例えば携帯電話の所持を禁止すること等が可能である。これは電話で薬物を注文したりできないようにするための措置であるが。そういった行為を制限することができる。しかし多くは民間施設であるため、例えばそ

こから入所者が逃げ出した場合などについて、警察の介入が想定されている。

### 3 エステルスンド市社会福祉課

〔訪問日〕 2009年8月26日（水）

〔対応者〕 エヴァ・アンダーション氏（社会福祉課児童福祉担当援助判定員）

アンナ＝カーリン・ルンドクヴィスト氏（同里親担当援助判定員）

#### （1）児童虐待の通報・調査

私（アンダーション氏）は、児童虐待に関する通報を受理する業務を行っている。当該部門には、ソーシャルワーカーが14人所属している。調査を行い、必要な支援を決定して提供するという業務を行っている。

通報通告があった場合、まず子どもの親と面接し、その面接から得られた事実をもとに、正規の調査手続きを開始する必要があるかどうかを判断する。調査を開始する必要があると判断された場合は、この課の職員が2人一組で案件を担当する。児童虐待に関する通報があった場合には、関係諸機関からデータを集めてから調査をするべきか否かを判定するのではなく、まず当事者である子どもと家族と面接して調査を行うか否かを決定する。

調査については、「Barns Behov i Centrum (BBIC)」という「子どものニーズを中心に」という意味の手法に基づいて調査を行う。エステルスンド市だけでなく、全国の多くの自治体がこの手法を取り入れている。このシステムは、スウェーデンのみならずカナダやニュージーランド、その他の北欧諸国でも普及している。子どものニーズには世界的な共通性がある。BBICモデルの三角形の各辺のうち、どの部分に問題があるかはケースによって異なるため、当事者との話し合いを通じて、どの部分について調査を行うかを決めて行う。全部について調査をすることはめったにないが、全部を調査する必要がある家庭とは、様々な問題をかかえている

家庭を意味し、結果として子どもを親もとから分離して里親へ委託するケースなどが多い。

調査の開始を決定した場合、子ども、親、学校、保育所、医療機関、警察などの関連諸機関と連絡をとりながら調査を進める。重要なことは、常に焦点をあてられるべきは子どもであるという点、すなわち子どもを中心ににおいて調査を進めるということである。

子どもが15才以下の場合には親の同意が必要であるため、警察や学校等の関係諸機関と連絡をとって調査を行う場合は親の同意が必要となる。また、関係諸機関から提供された情報は全て親にも情報提供がされる。関係諸機関から情報を提供してもらう機会に、親にも同席してもらうこともある。

担当職員は、通報された状況に関する資料や、子どもに関する情報・事実などを収集し、それらの資料をもとに分析を行う。分析は、単なる直感にもとづいて行ってはならず、科学的知識と方法に基づいたものでなければならない。調査の過程で、子どもがどのようなサポートを必要としているのか、親がどのようなサポートを必要としているのか、社会福祉職員、親、子どもの協力体制のもとで明らかにされることが望ましい。

## (2) 「トラッパン」での子どもを対象としたカウンセリング

もし母親が父親から暴力を受けている場合には、母親や子どもに対して保護の措置をとることが必要であり、保護措置を行いつつ調査を継続する。例えば母親が父親から暴力をふるわれている場面の目撃者となった子どもや、暴力の被害を受けた子どもに対しては「トラッパン」でのカウンセリングの対象となる。暴力を受けた女性に対しては「ブリッガン」という機関があり、警察や検察等の様々な関係者・関係機関とコンタクトをとることを手助けしたり、無料のカウンセリングなどを提供している。

「トラッパン」は、ブリッガンという組織の一部門である。トラウマをもつ者や危

機能的な状況にさらされた者に対応するための専門的教育を受けた専属職員が2人おかれている。トラップンに通う子ども達は、辛い目にあったことや悲惨な体験を話さなければならないので、はじめは皆びくびくしている。しかし何度か通ううちに安心し満足するようになる。親は同席せず、子どもだけがカウンセリングを受けるので、子どもの立場で話を聞いてもらえる。

組織としては、エステルズド市の社会福祉課に所属するが、エステルズド市だけでなく、余裕があれば県内の他のコミューンからも子どもを受け入れている。他のコミューンから子どもを受け入れる場合は、当該コミューンが費用を負担する。たとえばオーレ・コミューンに住む子どもでトラップンの専門的なカウンセリングが必要な場合には、トラップンの職員がオーレ・コミューンまで出かけていくこともある。ただし、エステルズド市では女性に対する暴力の件数が増えているため、トラップンで支援を受けるための順番待ちをしている子どもが、現在16人いる状態である。

カウンセリングで子どもが話す内容については、最も厳格な守秘義務が課されている。案件を担当する援助判定員にも、親にも漏らしてはならない。例外として、子どもに対する性的虐待がある場合であり、この場合には（社会福祉委員会・社会福祉課に対して）通報義務がある。このことは、最初にカウンセラーから子どもに伝えられる。カウンセリングで話された内容は、虐待案件の調査資料としても用いることもできない。

### （3）児童虐待の通報件数

去年1年間で約800件の通報があった。通報の内訳は、身体的暴力のケースの場合もあれば、学校に衛生的な服を着て来ないというケース、通学用のかばんの中身がきちんとつめられていないといったケースなど、小さなことから大きなことまであり、様々である。

通報される事案の約90%は、何らかの形でアルコールが関係しているケースで

ある。乱用という程度に至らない場合でも、親が過度の飲酒をしているケースなどもみられる。

学校からの通報が最も多い。次いで、個人からの通報が多い。社会福祉課は学校に対して積極的に働きかけており、市内のすべての学校に出向いて児童虐待に関する知識の普及や情報提供を行っている。しかし、保育所からの通報件数が少ないのはおかしなことである。今後、社会福祉課がもっと力を入れて働きかけなければならないと考えている。

通報件数が増えているのは、全国的な傾向である。原因として考えられるのは、以前は通報しなかったようなケースでも、現在は通報するようになったためである。

医療機関や警察からの通報も多い。医療機関としては、母子保健センターや医師などからの通報がある。出産直後に産婦人科から、この両親では子どもに危険があるだろうと推測される場合に、社会福祉課に連絡があることもある。以前は精神科と社会福祉課とはあまりコンタクトがなかったが、父親または母親が精神科に入院した場合など、子どもに対する保護という観点から、以前よりも精神科から連絡がある場合が増えている。警察から報告が来るケースも多い。

#### (4) 調査の手続き

通報があった場合、調査を開始するという決定は個々の援助判定員の権限で行うが、調査をしないことを決定する権限は、部門の責任者にある。調査を要すると判断されるのは、通報件数の半数に満たない。調査をしないと決定された案件は、すぐに廃棄するのではなく、5年間ファイルに保管する。新たに通報あった場合、以前に通報があったケースかどうかを過去の記録を確認している。

基本的には、最初に親、子どもと面接したときに BBIC の三角形の三辺のうちどの分野について調査をするのかを、親、子どもと話し合いを通して決める。それから、学校や子どものまわりにいる人々から話を聞き、それを文書化し、分析するという手順で調査を進める。最終的には子どもと親が必要な支援・援助を受けられる

ことが目標である。調査は、最長でも4ヶ月以内に完了しなければならない。

調査はできる限り迅速に開始すべきことが法律で定められている。しかし、具体的な期間の定めはない。通報があつて直ちに面会しなければならないケースもあれば、1～2週間先でも良いケースもある。場合によっては、家の中で暴力がふるわれているケースなどでは、警察と一緒に社会福祉課の職員がかけつけることもある。

通報の内容がかなり重大である場合には、親が家庭訪問を拒むような場合でも調査の開始を決定する。学校や他の者達からその家族のニーズについて情報を収集する。

#### （5）緊急保護・強制保護の申立て・決定

緊急保護についての決定は、多くの場合は部門の責任者が行うが、ときには援助判定員が個人で緊急保護の決定をしなければならないときもある。

親が調査を拒んだからといって、すぐにL V Uに基づく強制保護の対象になるわけではない。調査の結果、必要とされる支援・援助を受けることを親が反対するか否か、支援・援助の必要性の程度が高いか否かによって、どの法律が適用されるのかが決められる。

20年間働いている私の経験では、このようなケースを担当したことは1件だけである。そのケースでは、母親自身が小さい頃にソーシャルワーカーと関わりがあつて、社会福祉行政に対してあまり良い経験をもっていなかったために拒否したというケースであった。

親がはじめて社会福祉課に来る時の気持ちを聞くと、たいいていの親は、「前夜眠れなかった」とか、「ここに来ると子どもをとられてしまうのではないか」という恐怖を抱いている人が多い。それでもほとんどの親は来る。そういう意味では、勇気を持ってここへ来られる親がほとんどだと言える。

## (6) 里親への委託

### ・里親チームの組織

私(ルンドクヴィスト氏)は里親チームで働いている。二つのチーム(グループ)に分かれており、一つは、里親を募集し、里親として適切かどうかを調査するチームであり、もう一つは、子どもと親に対してサポートをし、コンタクトをとるチームである。2人の職員がチームになって働いている。

ある子どもを特定の里親に委託するという決定を行う場合には、その子どもに対して里親委託が必要だとする援助判定員による決定と、ある者が里親としての資質を備えているかという里親チームの作成する調査報告書が、同時に社会委員会に提出される。これらをもとに、最終的な決定を社会委員会が行う。援助判定員には決定権限がなく、こういう決定が適切だという提案をし、また里親チームもこの子どもにとってこの里親が適切だという提案を行って、最終的決定を行うのが社会委員会ということになる。

### ・里親としての適切さの調査

里親としての適切さを調査する際は、その家庭を訪問して調査を行う。2人の職員が一緒に行く。里親となる父親、母親について調査するだけでなく、家族全員について調査をする。その家庭に子どもがいるときは、子どもにも一人ひとり会って話を聞く。

調査の中でいくつか共通して行う質問事項としては、両親の仕事、両親の健康状態、里親のもとにいる子どもたちの意見、両親が育児についてどういう見解をもっているか、どういう理由で里親になりたいと希望しているか、といった事項である。

里親として適切ではない場合として、まず当該家庭自体に問題があるケースが挙げられる。例えば経済的問題があったり、飲酒の問題があったり、家庭の子どもに何か問題があったりするケースなどである。里親になりたいと希望する者に関しては推薦状も提出してもらうが、推薦状に「この者は里親に向かない」といった記載があり、その理由が適切なものだと判断される場合も挙げられる。また、子どもや

子の養育に対する考え方に問題がある場合も挙げられる。非常に風変わりな考え方をもっているとか、実親とコンタクトをとることに対して偏見がある場合、障害に対して偏見がある場合などは里親として不適當である。最近のケースでは、自分自身の赤ちゃんが生まれたばかりというケースがあった。この場合、自分の赤ちゃんの世話に時間がかかることが予測されたため、今の時点では里親には適切ではないが、何年かたって子どもがある程度育った頃には適切となるかもしれない、という返答を行った。

しかしながら、里親になる家庭がまったく何の問題もかかえていないということの意味する訳ではない。以前に何らかの問題を抱えていたことがある家庭であっても、それを既に解決していることが大事である。受け入れる子ども達は問題をかかえている訳であるから、それにアタックしていける能力を備えていることがとても重要である。

調査が終わった時点で、この家族であれば里親にしてもよいという気持ちに傾いたときは、父親と母親を別々に呼んでそれぞれに質問をし、質問に対する答えをすべて文書に記録する。文書化したものを外部の者にみてもらい、一緒に検討する。この家族だったらこういうタイプの子どもを受け入れることができる、こういうタイプの子どもにとって良い影響があるだろうといった良い点と、反対にウイークポイントについても検討する。

里親希望者に対して様々な質問をすると同時に、里親になるということはどういうことなのか、里親としての業務としてどういうことが求められるのか等についての情報提供も行う。例えば、子どもには実親と会う権利、実親と交流を続ける権利があり、それらの実現を手助けすることも里親の仕事に含まれる。それに対して社会福祉課においてはどのように支援をしようと考えているのか、といった点についても情報提供をし、それに対して里親がどのような考えをもっているかも聞く。



### ・子どものニーズと里親とのマッチング

BBICを用いた調査の報告書には、例えば子どもの性格、興味、両親の人柄などの多くの情報が含まれている。それをもとに、どのような里親が適切であるかを検討する。

里親に関しても、調査を通じて人柄、興味、得意とする分野などの様々な事柄が明らかにされる。調査結果にもとづき、里親チームが、子どもと里親とのマッチングについても検討する。その上で、援助判定員が里親や子ども、実親を訪問して話をし、特定の里親が適切であると判定する。

現在、里親になりたいという希望は多くあり、里親が不足するという状況はない。ただし、子どものタイプによっては、受け入れてくれる里親を見つけることが難しいことがある。例えば、兄妹が3人いて同じ家庭に入ることが望ましいときや、子どもに障害がある場合などである。子どもに注意欠陥・多動障害があるときや、アレルギーがある場合なども難しい。10代の女子も、難しい年頃であるため受け入れが難しい傾向にある。

里親になりたいという希望が多い背景には、伝統的な理由があると思われる。イェムトランド県に限ってみても、都市部よりも地方の方が里親を希望する者が多いという傾向がある。「私の子どもは私の子ども。みんなの子どもも私の子ども」という考え方をする人がより多い。里親を希望する家庭のほとんどは、家に自分の子どもがいる場合が多い。

子どもの最善という観点からは、まず、その子どもがもとから知っている近親者が最も適任である。このため最初に検討するのは祖父、祖母、親戚の家庭である。そこで可能性がない場合に、それ以外の里親を探すことになる。

### ・里親に対する手当とサポート

里親となった者には手当が支給される。また、問題が生じた場合や助言やサポートが必要な場合には、いつでも社会福祉課に電話で連絡してもらえるようになっている。時間外であれば特別の緊急電話も設置されている。里親となる者に対して、サ

ポートの提供と手当の支給についても説明している。

里親に支給される手当は、二つの部分からなる。第一に、里親としての業務に支払われる手当であり、毎年、全国 Kommun 連合会から適切とされる金額の基準が指針として出されている。エステルズド市はこの基準を適用している。もっとも低額の場合で月額 4500 から 5000 クローナ、最高額は月額約 1 万クローナである。第二に、子どもを養育するにあたって洋服を買ったり、食料を買ったりするために支出を要するため、そのための費用として月額約 4000 から 5000 クローナが支払われる。

これらに加えて、たとえば年齢の低い子どもを引き受ける場合や特に困難なケースを引き受ける場合には加算がある。子どもが病気になった場合など、里親の片方または両方が普段就いている仕事を休んで子どもの世話をしなければならない場合には、仕事をして報酬が得られるはずであった金額に相当する額を市が補てんして支給する。

#### ・里親委託の件数

現在、市全体で約 80 から 100 人の子どもが里親に委託されている。この人数には、18 才まで、すなわち高校を卒業するまでの子どもが含まれている。

短期間だけ里親に委託するケースも存在する。むしろ、その方が望ましいといえる。子どもが実親のもとで生活できることが一番の目標であるからである。里親委託ではなく、例えば 1 ヶ月に 1 回といった頻度で定期的に、ある特定の家族のもとに子どもが滞在する Contact・ファミリーという形態の支援もある。また、特定の個人を Contact・パーソンとして選任するという形態の支援もある。

### (7) 子どもへの多様な支援・援助

子どもが里親に委託された場合でも、子ども、実親、里親とは面接を繰り返す。面接で得られた事実は社会委員会に毎回提出することが義務づけられている。里親委託の措置は、その後もフォローアップしなければならないためである。

子どもへの支援として、例えば「ブリッガン」という機関では、親と子どもに対するサポート、親と10代の子どものためのサポート、10代の子どものためのサポートなど、個人を対象としたカウンセリングやグループを対象としたカウンセリング等の様々な形でサポートが行われている。

また「MSD」というチームがあって、10代の子どものいる家庭で、子どもが非行行為を行ったり、夜中に家を出て行ってしまったりするような問題がある場合、夜中でもいつでも電話で相談することができる。例えば「今子どもが出て行ってしまったけれどどうしたら良いか」「子どもが酔っぱらって帰ってきたがどうしたら良いか」という場合に、親に対して助言やサポートが行われている。

親が離婚した経験をもつ子どもに対しては、「ブブラン」というサポート機関もある。「バブル(泡)」という意味である。カウンセリングや話し合いなどを通じて、親の離婚について自分の感情を表現することができるように、お腹の中にたまっている自分の感情をはきだせるように、という意味から「バブル(泡)」とつけられている。そういった話し合いをする場所も用意されている。

子どもが性的虐待を受けた場合は、そのための特別チームも存在する。医師、児童臨床心理士、警察等もチームに加わっている。担当のソーシャルワーカーがケースについて話をし、今後どのように対処していけば良いかについてチームで話し合いを行っている。

このように、様々なニーズにあわせて多様なサポートが(市の社会福祉施策として)用意されているので、里親の措置だけがすべてではない。必要に応じて、サポートを組み合わせられている。

また、里親委託や施設入所など、子どもを親から引き離して家庭以外の場所に措置をすることは、重大なことである。そのため、これらの措置を選択する前に、他の支援・援助施策を活用して対応できないかと考える。子どもを里親のもとに委託したり施設に入所させる必要がある案件については、その必要性について検討するための特別のグループが設けられており、ブブランやMSDなどの職員も参加し

て、もっとこういったサポートを提供することが可能ではないかといった話し合いを行っている。子どものタイプによってチームの編成は異なる。たとえば障害がある子どもの場合は療育センターの職員が加わるなど、子どものニーズにあわせてチームが編成される。

里親や施設入所についての検討チームは、週1回会議を行っている。性的虐待を受けた子どもに関する特別チームは、現在は半年に2回くらいしか会合がないが、必要があればもっと多くの頻度で開催される。

#### ・里親への親権の移転

子どもが里親のもとへ委託されて3年経過した時点で、親権を実親から里親へ移すかどうかについて審査・決定しなければならないことが法律上で定められている。しかし、子どもの観点からすると、なるべく親権は実親のもとに残しておくべきだと思われるため、あまり積極的に親権の移転は行われていない状況である。

親権の移転は、社会委員会が申立てをし、地方裁判所が決定する。たとえば親が亡くなった場合や、親が子どもとの交流を望まないで何年も音信不通の状態であるような場合には、親権の移転が行われている。

先ほどから話しているのは、親の自由意思にもとづいて里親のもとに子どもが委託される場合が中心であるが、もちろんそうではない場合もあり、その場合はL V Uが適用される。L V Uが適用される場合は、社会委員会が地方行政裁判所に申立てを行い、地方行政裁判所が強制保護を決定した場合である。正確な統計は手もとにないが、L V Uに基づき里親委託が決定されるケースは、全体の3分の1以下である。

### (8) 子どもの意思の尊重・子どもに対する情報提供

子どもに対して情報提供をすることは私たち職員の義務である。調査にかかわっている者、里親委託を決定し実施する者等、すべての職員の義務である。もちろん里親に委託された後も、担当ソーシャルワーカーとのコンタクトは継続する。子ど

もには、後になって「どうして私はここに来ることになったのか」「なぜ私の親はお酒を飲むのか」といった疑問や質問が次々に生じてくる。そういった子どもの思いや疑問に対応することも私たちの仕事である。

## 4 エステルスンド市 ニーズ調査施設「アンカレット」

〔訪問日〕 2009年8月25日（火）

〔対応者〕 エヴァ・ショーストランド氏（アンカレット施設長）

### （1）「アンカレット」の組織と業務

アンカレットは、問題をかかえる個人または家族を滞在させ、専門的調査を行うとともに、支援・ケアの提供を行うための施設である。主として調査に重点がおかれた、短期間の滞在のための施設である。

ここは2つのユニットに分かれている。1つは「家族ユニット」で、0才から11才未満の子どもが親と一緒に滞在するユニットである。もう1つは「青少年ユニット」で、11才から15才までの青少年が単身で滞在することになる。アンカレットに滞在する者は、社会福祉課の援助判定員による決定に基づきここに滞在している。

#### ・家族ユニット

「家族ユニット」は、滞在期間は原則として7週間以内である。その間に、滞在する親子に関する調査を行う。調査は、子どもが不適切な状況におかれているかどうか、および、両親の側に子どもを養育する能力があるかどうか、という点について行われる。もし子どもに対して虐待・暴力が加えられていたり、何らかの悪い影響を与える危険がある状態におかれていることが明らかになった場合は、子どもを虐待等の危険性から保護するということが必要である。また親に関しては、どれだけ親に養育能力があるのか、子どもに対して適切に接することができるかどうか

といった点について調査する。親自身が何らかの問題を抱えている場合には、親に対して支援・援助施策を提供して、親の能力を伸ばしていくことが必要である。

調査期間は7週間以内と決められている。もし7週間の間に支援・援助が必要であることが明らかにされた場合は、この施設での滞在を継続するのではなく、支援・援助施策の提供段階へと移行する。アンカレットの職員は、調査期間終了時に、子どもや家庭に関する調査報告書を社会福祉課に提出する。提出された報告書に基づいて、社会福祉課の援助判定員が、子どもや親に対してどのような支援・援助施策を提供するかを判定し、決定する。

調査を行うことを主たる目的とする施設であるので、入居者のタイプはケースによって多様である。例えば、妊娠中からすでに何らかの危険性がみられるケースや、子どもが早産で生まれたため母親がすぐに養育を始めることが困難であるといった場合に、子どもと母親が一緒に入居するケースなどがある。

暴力をうけた女性と子どもと一緒にこの施設に滞在することもある。そのような場合は、アンカレットは暴力を受けた子どもにカウンセリングするための専門機関ではないので、「ブリッガン」から専門的知識をもった職員に来てもらって、家庭での暴力が子どもにどのような影響を及ぼしているかを調査することがある。

暴力をうけた女性にとっては、もちろん建物の入り口に鍵がついているので簡単に外部から人が入って来られないようになってはいるが、しかし、シェルターではないので十分に安全という訳ではない。この点では、市にある民間の女性シェルターの方が適しているが、そちらでは子どもと一緒にだと受け入れてもらえない場合があるので、ここへ来ることがある。

#### ・青少年ユニット

青少年ユニットには、青少年が単身で滞在する。原因として多いのは、例えば家庭内の不和、親が乱用問題を抱えている、親が精神的に障害を有しているなど、何らかの問題があって家庭にいられなくなった場合である。その他、家庭内について調査を行っている間、青少年をここに滞在させる場合もある。あるいは調査は完了

し、里親のもとに委託されることが決定されたが、受け入れ先として適当な里親が見つからない場合などもある。

青少年の場合には、大半のケースは家庭環境に問題があって何らかのサポートを必要としている子どもが多いが、一方で、子ども自身にも非行や拒食症などの様々な問題行動がみられる場合も多い。そのため、ここに滞在する間は、強制や更生とまではいえないが、なるべく規則正しい生活を送り、きちんと食事をし、定期的に学校に通うように生活上の指導を行っている。児童精神科とも密接なコンタクトをとり、青少年達に心の傷が生じている場合にはそのケアも行う。

#### ・職員体制

家族ユニットには8人の職員が所属する。そのうち6人がソーシャルワーカーの資格を有する。1人は保母、1人は学童保育などでアクティビティを行う資格を有する。青少年ユニットには8人の職員が所属する。全員がソーシャルワーカーの資格を有する。全員が市の公務員である。

夜間も職員が寝泊まりしており、何かあった場合にはすぐに対処できるようになっている。青少年の中には、初めのうちはホームから逃げ出したり、門限を守らない子どももいる。

職員には、私より長い間社会福祉の業務に携わった経験・知識の豊富な職員も多い。職員のなかには、子どもたちとどのように対話すればよいのかという技術に関する研修を受けた者など、ソーシャルワーカーとしての資格だけではなく、様々な教育を受けてきている者も多い。例えば、人形を使ってどうやって子どもの心を開くかといった勉強をした職員も何人かいる。

## (2) 設置の経緯

アンカレットの家族ユニットは、もとは母子ホームの形で存在していた。1980年代に、社会サービス法ができてからこの形になってきたと記憶している。以前は、別の場所に設置されていた。現在の建物は、以前は保育所だったが、子どもの数が減

ったことで閉所され、その内部を改装して、昨年アンカレットが使用することになった。

青少年ユニットは昨年スタートしたばかりである。今後改善していくべき点もたくさんある。青少年ユニットが設置されたきっかけは、今までこのようなホームがなく、里親委託の措置が決定された子どもは、その時空きのあった里親のところに委託されることも多かった。しかし、ある程度時間をかけて最初からその子どもに最も適した里親を見つける方が良いという理由と、一部の子どもについては、親に対してある程度の支援・援助を提供すれば、親もとに戻れる可能性がある。急いで里親のところへ転居させるのではなく、ある程度時間をかけて、そのような支援・援助を提供することも可能であるという理由からである。そこで、ここには以前から家族ユニットがあり、職員が24時間滞在していたアンカレットに、青少年ユニットが併設されることになったのである。

#### ・施設の位置づけと特徴

この施設は、レーン執行委員会から認可を受けた、社会サービス法に基づく「ケアと居住のためのホーム」の一つである。基本的な考え方は、子どもは「施設」に住むものではないということである。アンカレットは、基本的には「調査を目的とする機関」であって、必要な場合だけケアや援助も行うという位置づけである。

これまでに最も長いケースでは、6ヶ月間滞在したことがある。その場合は、目的が調査だけでなく、調査後の「治療」の目的もあって長期滞在したのである。すべての子どもは親のもとで暮らすことが一番良いという考えを基本とし、実親のもとで育つことができるようにサポートをすることが目標とされている。しかし他方で、そうではないケースも少なくない。そのため、これらの中間のケース、つまり、もう少し親のもとに指導やサポートを与えれば子どもは親もとに戻れるかもしれない、というケースについては、長期的な滞在となることがある。

親のもとにすることが子どもにとって危険であることが明らかなケースでは、子



どもは里親に委託される等の措置がとられるが、その場合でも、実の父や母との関係は継続されるべきである。そのため、里親委託などの手続の過程で、親を支えたり、子どもが親と継続して交流することが可能となるようにサポートをする場合もある。

アンカレットに滞在する子どもには、親の同意のもとで社会サービス法に基づいて滞在する場合もあれば、同意を得られないでLVUに基づいて措置される場合もある。多くの場合は、親の同意にもとづいて滞在するケースが多いが、後でLVUに基づく強制措置に移行する場合もある。

### (3) 調査の方法

アンカレットは、子どもや親に対して必要な支援・援助を決定するために必要な調査を行い、その結果を社会福祉課に報告するという役割を担っている。すなわち、ここで滞在する7週間の間に、子どもの必要性和親の能力を詳細に調査して報告書にまとめる。また、こういうサポートが必要なのではないかという提案も報告書に記載する。そして最終的な決定は社会福祉課の援助判定員が行うことになる。

調査をするときの基本となる手法は、「BBIC」という、ソーシャルワーカーが使っている特別な手法である。これは、子どもの必要性を判定するための手法であり、アンカレットにおける調査でも使用している。約2年前に、エステルズ市全体でこの手法を導入した。統一的な手法を用いることによって、職員ごとに調査の対象分野や力点の置き方に差異が生じないように、どの職員でも同じ手順でニーズ判定を行うことが可能になった。ある程度画一的な取扱いができるようになって、運用が改善されたと考えている。

各々の子どもには特定の職員が「コンタクトパーソン」として決められ、原則としてコンタクトパーソンとなる職員が当該子どもに対して総合的な責任をもつが、1人の子どもの調査には職員全員が関与する。例えば夜勤で働く職員が夜中に生じた出来事を観察するように、職員全員が子どもを観察しなければならない。そして、

こういう出来事があったとか、こういうときにこういう判断をしたといった事柄をすべて文書として記録し、コンタクトパーソンとなる職員が責任者となって取りまとめる。

援助の決定について最終的な責任をもっているのは社会福祉課であり、必要とする場合には社会福祉課が医師や他機関から意見書などを提出してもらうこともあるが、ここでの調査は職員が独自に行う。

#### （４）対象となる子ども・青少年

家族ユニットは、家庭環境に問題がある子どもと親を対象としている。青少年ユニットは、アルコールや薬物等の乱用問題をかかえる青少年が来ることはほとんどないが、不適切な状況におかれていることによって精神的に不安定な状態であったり、心の問題をかかえている子どもも多い。例えば女子であれば、拒食症や自傷行為を繰り返すといった問題を抱えている者の割合が高い。男子には、怒りの衝動をおさえきれずに問題行動をおこしてしまう者の割合が高い。

滞在する未成年の年齢は、原則として15才以下であるが、ケースによっては16才や17才であっても受け入れることもある。乱用問題を抱えている青少年や、周りの者に危害を加えるような青少年、すぐに逃げ出してしまう傾向のある青少年は受け入れることができない。そういう未成年については、別のタイプの施設に入所させる必要がある。

##### ・本人の行動に問題があるケース

行動に問題がある子どもがいないわけではない。例えば障害をもっている子ども、注意欠陥障害や学習障害、拒食症など、精神的に不安定な問題をかかえている青少年も多い。そのため児童精神科とは密接に協力・連携しており、子どもに対してどういう指導をしたら良いか、どういう支援やケアをしたら良いかについて、職員と子どもの双方に対して助言・指導を与えてもらっている。質問があればこちらから児童精神科に連絡したり、子どもが例えば何らかのセラピーを必要としている

ような場合には児童精神科に通わせたりすることを通じて、両者の協力・連携は良好に機能している。

### (5) 滞在している子どもの具体例

現在、家族ユニットには3家族、青少年ユニットには4人が入居できるようになっている。これに加えて緊急避難用の部屋が1つある。通常は応接室に使っているが、緊急時はソファをベッドにすることができる。狭い部屋であるので居住環境としては適当ではない。長くても3日程度の滞在が限度である。

#### ①青少年ユニット

現在、4人が滞在している。1人目は、移民の若者である。家庭内で親からの虐待などの問題があるため、ここを退所した後は家に戻るのではなく、近くに住む親戚のサポートを受けつつ、一人暮らしをすることになる見込みである。

2人目は、暴力を受けた女性である。未成年ではなく成人の女性で、本来であれば女性シェルターに入るはずだったが、シェルターが満室で入れなかったため、こちらに滞在している。妊娠中である。

3人目は、15才の女子である。家庭内でけんかが絶えず、両親との不和が原因でなかなか家庭内でうまくいかず、こちらに滞在している。現在の対応としては、両親に対しても支援・援助を提供し、今後、女子を適切に受け入れていけるようにサポートを行っている。また、家庭とアンカレットに交互に滞在しながら、少しずつ家庭に戻れるように支援している。少しずつ家庭で生活する期間を長くできるようにサポートを提供している。

4人目は、昨日来たばかりであるが、15才の女子である。以前もここに滞在していたことがある。退所後、里親のもとに委託されたのだが、里親の家庭でもうまくいかず、実親のところに戻ることも不可能なので、新しい里親が決まるまでの間こちらで滞在することになった。

現在滞在している4人の例は、このホームへの滞在が決定される典型的な例であ

る。本人たちに特に大きな非行があるわけではない。ときどき学校をエスケープすることなどはあっても、本人達に乱用問題や大きな非行行為があるわけではない。しかし家庭で生活するにあたって「何らかの」問題を抱えている者達である。なかには自分の怒りをうまくコントロールできない子どももいるが、それ以外は普通の子どもである。

#### ・「子どもが不適切な状況にある (fara illa)」場合

例えば3人目の例は、親から暴力をうけたという事実はなく、家族とそりが合わない、うまく関係が結べていないというケースである。このような場合であっても、社会サービス法で定める「子どもが不適切な状況にある (fara illa)」という概念に含まれる。暴力を受けている場合などは明らかにこれに該当するが、この女子の場合のように、家庭の中での不和、つまり両親の間あるいは親と子の間でうまく関係が結べておらず、常に緊張状態が存在している状態や子どもが精神的に良くない状況におかれている場合も「子どもが不適切な状況にある」という場合に該当する。

ここに滞在する子どもは、LVU 上の定義でいうと「環境に問題がある」場合である。「環境に問題がある」という概念も、厳密に定義することが難しい概念である。直接的な虐待・暴力の被害を被っている場合に限らず、親が良くない人々とつきあっていて子どもに悪い影響を与える場合や、両親間にけんかが多く子どもが精神的に不安定な状態におかれている場合なども「環境に問題がある」場合に当てはまる。

また、社会サービス法とは直接関係がないが、国連で採択された子どもの権利条約でも、子どもが安全な生育環境を保障されなければならないことが定められており、スウェーデン法の規定もこれに基づいている。

#### ・LVU に基づく緊急保護

アンカレットは主として調査を行うためのホームである。子どもが虐待・暴力の被害にあっていることが明白である場合は、このホームではなく、直接、緊急に里親に委託するか、ケアまたは居住のためのホームに入所させる等、保護のための措置がとられることになる。

虐待の事実が明白である場合には、このように直ちに保護のための措置がとられるが、誰からそういった扱いを受けているか分からない場合や、周囲からみてこの家庭は何かおかしいと思われるが何が原因なのか分からないといった場合に、このホームに滞在して調査を行うよう依頼されることが多い。

## ②家族ユニット

現在、滞在している家族は3家族である。1家族目は、障害をもって生まれてきた新生児をかかえる家族である。虐待等の問題があったわけではない。障害がある子どもをもつことは、障害のない子どもをもつ親と比べて、非常に多くの事が親に要請される。見た目は問題のない親かもしれないが、もしかすると特別なサポートを必要とするかもしれない、という観点から、調査のために滞在している。父親、母親、障害をもつ子どもの家族全員がここに滞在している。

2家族目は、子どもが早産で生まれてきた家庭である。子どもが特別な支援を必要としているため、それを両親が提供することができるかどうかを調査するために、ここに滞在している。

3つめのケースは、母親が病気のため、3才の子どもが一人で滞在しているケースである。将来、子どもを里親のもとに委託すべきか、もしくは母子一緒に特別な支援が提供されるホームに入居する等の何らかの支援・援助を受けつつ一緒に生活することが可能であるか、今はまだそこまで調査が進んでいる段階ではないが、現在は子どもだけが滞在している。

## (6) 子どもの日課・活動

青少年に対しては、個人ごとにプランを作成し、個別に対応している。たいていの場合、日中、子ども達は学校に行っている。ここに滞在する間もなるべく以前通っていた学校に継続して通学できるように手配している。バスやタクシーを利用すれば通学は可能であるので、これらを手配している。下校後も、スポーツなど各々の関心のあるアクティビティーがある子どもには、なるべくその活動を継続させて

いる。例えばサッカーをしていた子であればサッカーの活動を続けさせるようにしている。

友人に会いたければ、友人を施設に招いても良いし、友人が悪い影響を与えるような者でなければ外出して遊びに行っても構わない。ただし、1週間に1、2回は、ここに住んでいる子どもたちが一緒にアクティビティーを行うことにしている。食事は、基本的にはみんなで一緒にとる。門限は、平日は原則として9時である。祭日にはもう少し遅い。なかには、9時までにきちんと帰ってこない子どももいる。

子どもたちはここでの滞在を決定した社会福祉課の援助判定員とはコンタクトを密にとっており、職員も頻繁にここを訪問して来る。職員は、子どもたちから出される様々な質問、例えばいつになったらここから出られるのか、いつになったら私の里親が決まるのかといった質問に答えられるように、頻繁にここへ訪問している。

学校生活上の問題があれば、学校とも連絡を密にし、懇談するようにしている。例えば勉強についていけなかったら、ここでも職員が宿題を手伝ったり、勉強をみたりする。なかなか朝起きて学校に行けないような子どもであれば、起こして送っていくなどして、一日の生活リズムがきちんするように支援する。子どもによっては、学業に専念できるようにサポートすることもある。

#### ・コンタクトパーソン

各々の子どもには、ある特定の職員が「コンタクトパーソン」として決められている。その職員と一緒に、例えば病院への通院や様々な面会などの一週間の予定を子どもにも確認させ、自分でスケジュールを管理することができるように練習することも行っている。

#### ・子ども自身のネットワークの尊重

子ども達は自分自身のネットワークをもっている。子ども自身のネットワークは、その子どもの持っている重要な資源の1つである。ケアプランを作成する際も、個々の子どもの有する資源を考慮して作成する。子どもに良い友達がいるのであれ

ば、その良いつきあいを尊重していかなければならない。祖父や祖母がいれば、その関係は大切にしなければならない。

一番大切なのは親との関係である。頻繁に電話をかけてくる親もいれば、全く連絡してこない親もいる。しかし、重要な事柄を決めるときには親の同意が必要となる。自由意思にもとづき子どもをここに滞在させている場合は、何かをするにしても親の同意を得なければならない。たとえば子どもがコンサートに行きたいと言っても、親が行って良いと言わない限り行くことができない。そのため、親と面談する機会が多い。社会福祉課の援助判定員が同席する場合もあれば、親と子どもとこの職員だけで会うこともある。子どもと親とのコンタクトを尊重することは、われわれの仕事の1つである。

### (7) 親への支援・対応

家族全員が滞在する場合には、家族全体をサポートする責任がある。子どもだけが滞在する場合には、アンカレットだけが全ての責任を負うわけではない。例えば子どもの親のなかには、子どもに季節にあった服を着せるとか、時間にあわせて食事を与えるといった基本的な部分からできない親もいる。そういう親に働きかけるには、この機関だけが対応するのでは絶対的に無理である。どのようなサポートを行うかはケースによって異なるが、関係する諸機関が協力・連携しながら対応していく。

親のなかには、夜中に電話をかけてきたり、しょっちゅう子どもと連絡をとろうとするなど、分別のない親も存在する。その場合は職員が、その親と子どもと会う機会を例えば週に2回に限定する、電話はこの時間帯に限定するといった要求を親に申し出ることがある。親の干渉があまりにも大きすぎるのは、子どもにとって良い環境ではないからである。親は協力する場合もあれば、そうでない場合もある。それでも、子どもにとって親がいることはとても大事なことであり、親が子どものことを考えていることは良いことではある。親と子の関係の築き方、交流のあり方を

職員がうまく教えていくことも職員の仕事の一部である。

## 5 エステルスンド市家庭支援部門「ブリッガン」「トラッパン」

〔訪問日〕 2010年9月9日（木）

〔対応者〕 インゲル・セーリンデル氏（ブリッガン職員、余暇活動指導員、セラピスト）  
アン・ビョーク氏（トラッパン職員、ソーシャルワーカー）

### （1）ブリッガン

#### 1）組織の概要

ブリッガンは、誰もが利用できる通所の家庭支援機関である。18歳未満の子どもと家族を対象として支援を行う。必要であれば妊娠中から支援を開始することもある。

ブリッガンの業務はいくつかの部門に分かれている。第一に、親に問題があって子どもをどのように育ててよいのかわからない家庭に対してサポートを与えるという業務である。第二に、「トラッパン」といって、親が暴力を受けている場面を目撃したり、あるいは自分自身が暴力の被害者となった子どもを対象としてセラピー等を行う業務である。第三に、子どもをもつ親などを対象とした、必要なグループ活動や個別面談等を行っている。その中には例えば「レパレス（rePulse）」という名称のグループがあり、自分の衝動を抑えることに困難をかかえる若い親や子どもを対象として個別面談をし、衝動にまかせた行動を起こす前に、行動を起こしたらどういった結果が生じるかを考えることができるような支援も行っている。また、乳幼児をもつ母親を対象として、子どもに対するマッサージの方法や、もう少し大きな子どもであれば自分自身の体のことを知るためのセルフケアなどを教える活動なども行っている。



### ・職員体制

ブリッガンでは14人の職員が働いている。そのうち1人が責任者で、他の職員は、様々な専門的な知識・資格を有する者である。ソーシャルワーカー、特別教員、保育所や幼稚園・低学年の児童を教える教師の資格をもっている者、更生ケアに携わる仕事に従事してきた者等がいる。約半数がソーシャルワーカーであり、約半数が子どもの発達について専門的な知識・資格をもつ職員である。職員の年齢層は様々であり、男女比は約半数ずつである。ここでの業務は、大学を出たばかりのソーシャルワーカーに勤まる仕事ではなく、豊富な経験を必要とする。心理療法士はいない。通常、心理療法士は精神科の医療機関に所属しているので、必要であれば協力・連携する。精神科に限らず、対象となる家族に関係する様々な諸機関の職員から情報提供を受けたり、対話をすることがある。私たちの業務は、家族と直接向き合って支援を行うことである。すべての職員が市の常勤の公務員である。

### ・対象となる家族

対象となる家族の大半は、社会福祉課の決定に基づき支援を開始するケースである。家庭において暴力を目撃するなど、何らかの問題を抱えた家族は、通常はまず社会福祉課に支援を求めるので、社会福祉課からブリッガンを紹介されてここへ来ることになる。社会福祉課の決定がなくても、直接ブリッガンを訪れて支援を求めることもできるが、件数は少ない。

## 2) 業務

私たちの業務は、ここで家族と面接することもあれば、家庭に出向いて行うこともある。職員が、その家族が参加するアクティビティと一緒に参加したり、病院への通院時に支援のために付き添ったり、様々な支援を行う。最も重要なことは、その家族との間に信頼関係を形成することである。そのため、例えばアクティビティと一緒に参加することや、通院等に付き添うことなどは業務を行う上で重要なことである。

## ・費用

ブリッガンのサポートは、無料で利用できる。ブリッガンの職員が様々なアクティビティを提案した場合、アクティビティへの参加に要する費用はブリッガンが負担する。その理由は、このような支援が必要な家族は、経済的に困窮している場合が多いためであり、経済的な理由からアクティビティに参加できないことがないようにするためである。

例えば、家族と一緒にボーリングに行くにも結構な費用がかかる。しかし、親と子がボーリングというアクティビティを一緒にすることを通じて、親子のふれあいの場が生まれることは非常に重要なことである。お金がないからそういった活動ができないということがないよう、ブリッガンでそういった機会を作り、費用も出すということである。費用は、コミュニン予算からブリッガンに配分された予算から支出される。（社会サービス法に基づく）経済的援助などを申請する必要はない。

## ・家族への支援

ブリッガンの業務で最も重要なことは、「関係をつくる」ことである。対象となる家族というのは、たいてい、家の中でけんかが絶えないなど、家族間で楽しい関係、良い関係が築けていない場合が多い。そのため、職員がそういったアクティビティへの参加を通じて、適切な形でほめ言葉や激励を与えたりすることで、親と子の間に良い関係が結べるよう働きかけを行う。

例えば、職員の1人はビデオを使った教育方法についての研修を受講しており、家族のアクティビティの様子をビデオや写真に撮影するという方法を用いることがある。このように接すれば良い、振る舞えば良いという良いモデルをビデオや写真に残し、後にそれを見ながら「あなたがこういう風に行動したら、このような良い結果が生じた」というように話をする。職員が一方的に教えるのではなく、本人自身が行った行動をほめるようにする。そして、今度は本人たちが自らそのような場を作ることができるように支援していく。

先ほどのボーリングに行った家族の例でいうと、後で親と面談をして、アクティ

ビティーをして良かった面や悪かった面について話し合う。そのうち良い面を取り上げて、家でもこういった形で実践してみるようにと、次回までの課題を設定する。そして次回の面談で、うまくできたかどうかを話し合う。うまくいったのであれば継続し、うまくいかなかったのであれば、次回はどうすれば良いのかを話し合っていく。

家族のあり方は多様であるから、その家族にあわせた対応方法を考えなければならない。一部の家族については、社会福祉課から「この家族はこういう変化が必要だ」と要請がある場合もある。他方で、家族自身がどういう変化を望んでいるかという希望をきく必要がある。例えば、食事のときに喧嘩ばかりで落ち着いて食事ができないという家庭であれば、職員がその家庭へ行って一緒に食事を作ったり、一緒に食事をしたりして、家族構成員各々の役割や様子をチェックし、話し合いをしながら、「こういう風に変えていけば良いのでは」という働きかけを行う。

### 3) 配偶者による暴力の問題をかかえる女性への支援

配偶者から暴力の被害を受けた女性に関しては、まず、暴力を受けて家を飛び出したような場合には、新たに住居を探すためのサポートする必要がある。裁判で争う場合には、例えば弁護士との面会に付き添う等のサポートも行う。被害を受けた女性は精神状態が良くない状態にあることが多いため、必要な事柄をすべて覚えていられないこともある。そのため、付き添ってサポートをして、「このことについても話さなければいけない」といった助言を与えたり、安心感を与えたりする。事前に裁判所に一緒に行き、証言等をする際に座る場所やトイレの場所などを確認してもらうこともある。当日、法廷に立ち入ることができない場合には部屋の外で待機し、休憩時間に一緒にコーヒーを飲むなどしてできるだけ付き添うようにしている。それによって加害者である男性から危害を加えられないよう安全と安心感を与えるようにしている。裁判は長期間かかることも多い。最初は暴力に関する刑事事件だったが、その後、子どもの親権についても争われる場合もある。そういった場

合にも継続してサポートを行い、1つのケースを何年もサポートすることもある。裁判で争うことは精神的にも大きな負担となるため、何度も法廷に付き添ったり、裁判所から帰宅する途中で一緒に喫茶店に入って話をする時間をとったりすることもある。一番長いケースでは、約4年間サポートを継続したことがある。法廷に立ち会うことができず、私はドアのすぐ後ろで待機していることがあったが、その女性は、精神的に追い詰められて大変だったときに「すぐ隣に私（Ingerさん）がいると思い、法廷を乗り越えられた」と言っていたことを良く覚えている。

その他の点では、新しい住居の住宅保険を探したり、社会保険事務所で手続きを行う場合などもサポートを行う。外国出身の方の場合は、通訳の手配も行う。

#### ・担当となる職員

必要なときは同僚の職員に相談する場合もあるが、DVの被害にあった女性は精神的にも非常に傷つきやすい。信頼関係を結ぶために、基本的1人につき1人で対応している。もちろん、DV被害女性を担当している職員同士が集まって、お互いに助言を与え合ったり、サポートを与えたりすることはある。

#### ・加害者男性へのケア

エステルズド市には、暴力をふるう男性に対してサポートを与える機関はまだ存在していない。他のコミューンでは、既の実施しているところもある。必要性はよくわかっており、現在はコミューンの議員等に働きかけをしている。さしあたり、プロジェクト形式でサポートを発足させ、発展させていくよう働きかけをしている。

加害者の男性のなかでも、自分が悪いということについて自覚がある場合には、例えば精神科などでセラピーを受けることができる。現行もそういったサポートを受けることは可能である。しかし問題なのは、加害者が自覚をしていない場合である。自覚がないまま、次々と新しい女性が暴力の被害者となる。そういう人たちに対するサポートは、現行ではコミューンには存在しない。現在は被害を受けた女性に対するサポートに力を入れているが、将来的には、加害者に対するサポートもう

必要があり、そうでないと根本的な解決にはつながらない。

・多様な諸機関との協力・連携

例えば、医療機関からケアをうけているからといって、こちらが手を離してしまうということはない。一番大変な時期を越えたとしても、その女性にはたいていの場合、子どもがいる。辛い目にあって精神的に追い詰められている時期に、良い親であるということは、非常に難しい。片親になってしまう場合も多い。そういった意味で、ブリッガンのサポートを引き続き必要とすることが多い。

ある女性のケースでは、当初はDVを受けて保護されたが、その後は様々な支援部門とコンタクトをとることになった。DV専門の職員と面接することもあったし、精神的な面では精神科医からのケアも受けた。その子どもはトラップンに通ってケアを受け、後には児童精神科医の治療も受けている。

このように、ネットワークのもとで仕事をするということがとても重要である。その場合、その家族にとって良い形で、誰がどこまで責任を負うかという境界線をうまく分担することが大事である。ケーキに例えると、「残り」の部分がないようにネットワークが形成されなければならない。

先ほど例に挙げたDV被害者の女性は、以前に住んでいたのが小さな町だったため、そこで住み続けることができなくなり、何も持たずに子どもだけ連れてエステルズド市に転居してきた。そういう意味でも、様々なサポートを必要とするケースであった。エステルズド市は様々なコミューンと連携し、重大な危険にさらされた女性を、元のコミューンに住民票を残したまま、新たな住所を知られないように元のコミューンから移転させる、という移転先コミューンの一つになっている。そのように移転してきた者に対しては、あらゆる種類のサポートが必要である。知人もおらず、当人と子どもだけで知らない場所に来るわけであるから。このようなネットワークは全国的なものであるが、どのコミューンがネットワークに入っているかといったことは、女性や子どもの安全のために秘密にされている。

## （2）トラップン

### 1）トラップンの業務

トラップンは、何らかの暴力による被害を被った子どもを対象としてセラピーを行う機関である。2人の専任職員がおり、いずれも市の常勤の公務員である。3歳から18歳未満の子どもを対象とする。暴力の被害を直接うけた子どもだけでなく、家庭内で暴力を目撃した子どもも暴力の被害を受けた子どもに該当するため、どちらもトラップンの対象となる子どもである。例えば家庭内で母親に父親が暴力をふるう場合、その現場を目にするだけでも子どもは精神的に大きな被害を受ける。子どもの腕を強くつかんだり、平手打ちすることなども重大な暴力の被害である。子どもによっては、両方が重なっているケースもある。

#### ・ 3つの段階

トラップンのプログラムは、3段階（トラップン＝階段）に分けられる。対象となる子どもに年齢的な幅があるので、それぞれの子どもの発達に応じて行っている。

最初の段階は、「コンタクト」の段階である。ここでは何を話しても大丈夫だという「関係を築く」段階である。具体的には、最初の面接では母親だけ来てもらい、まずは母親から、家庭内でどのような事柄が起こったか、その中で最もひどい体験はどのようなものか、家族の有するネットワーク、すなわち親戚関係や友人・知人関係等について、なるべく多くの情報を得るように努める。次の面接で、母親に子どもを連れてきてもらい、職員が子どもに対してトラップンがどのようなことを行う場所であるか、どういう子どもを対象にしているか、といった情報を与える。

面接では、最初にお茶を飲んで雰囲気をはぐしてから話をはじめると、なるべく子どもが話をしやすい場をつくるように努力している。母親からもその子どもに対して、「心配しなくても良い、ここではあったことを全て話して良い」ということを伝えてもらうようにしている。なぜなら、家庭内での暴力とは、多くの場合、秘密にされることが多い事柄である。そして子どもは親に忠実であるから、「話しては

だめだ」と思い込み、誰にも話していないことが普通である。そのため母親から、トラップンにおいては、どういうことが起きたか、どういう感情をもったのか等について、全部を話しても良い、ということ子どもに伝えてもらうようにしている。

第二段階は、「リコンストラクション」の段階である。子どもが自ら遭遇した事柄について話をし、どういうことが起こったのかを子ども自身が説明できるようにし、整理をつけられるようにしていく段階である。職員と対話することを通じて、それを一緒に見つけていくのである。この段階では、子どもに話をしてもらうことが中心となるので、子どもの理解を助け、理解をより容易にするため、人形や絵などを活用している。

例えば、ある事件が起こった場面で自分がどこにいて、母親がどこいたということ、人形を使って説明してもらったりする。また、体全体の絵を描き、こういう目があったときに心臓はどういう風に動いたとか、体中にふるえが出たとか、汗がでたといったことを絵に描きながら、その場面での自分の状態や体の反応について話をしたり、認識を深めるようにしている。

面接中に辛い話をすると、子どもは泣き出したり、怒り出したりすることがあるが、それらは全てオーケーである。面接では、どれだけ怒っても泣いても良く、感情を全部出しても良いということ子どもに伝えている。また、大変な話をする場合は、よくトイレに行きたくするため、カウンセリング室の中にトイレも設けている。休憩時間もとり、ゆっくりお茶を飲んで別の話ができるような時間も設けている。子どもが大変そうになってきたら、「今日はここまでにして続きは次回にしよう」という具合に、子どものペースにあわせて臨機応変に対応している。

第三段階は、暴力やその被害に関して、子どもに知識を与える段階である。被害にあった場合に体はこのように反応することが普通であるとか、精神はこのように反応するのが普通であるといった知識や、こういう被害にあった場合はどういう人や場所に助けを求めることができるか、といった知識を子どもに対して与えていく段階である。

これらの3段階を、子どもとの約10回のカウンセリングを通じて行っていく。これらの段階の中でもっとも重要なことは、「子どもが悪いのではない」ということを繰り返し話して聞かせることである。「あなたのせいでこのような事態が起こったわけではない」ということを繰り返し伝える。そして、子どもに対してははっきりと言っておくのは、「暴力をふるうことは犯罪行為だ」ということである。親の行動を正当化しないよう、暴力が犯罪行為である、という知識を子ども達にしっかり教えている。

#### ・ 守秘義務と通報義務

職員には原則として守秘義務があり、ここで話されたことは外部に漏らすことはない。しかし子どもが、父親からだけではなく母親からも暴力を受けたといったことを話した始めたような場合は、社会福祉課に通報する義務が生じる。そのような場合には通報する、ということについては、当初から母親および子どもにも伝えてある。

暴力の被害を受けた子ども達は、恥の意識や罪の意識を強く感じていることが多い。例えば「自分が靴をぬぎちらかして放っておいたから、両親の喧嘩がはじまって、そこから発展したんだ」というように思い込んでいる子ども達が多くいる。そのため、「あなたのせいじゃないよ、あなたが原因で起こったのではないよ」ということを伝えて、子どもの罪の意識や恥の意識を取り除いてあげることが必要である。

## 2) 親への対応

子どもがトラップンでセラピーを受けている間に、平行して母親にもセラピーが行われることもある。例えば、夫が暴力をふるっているため母親自身は子どもに対して優しい親でなければならないという思いが強すぎて、子どもに対してしつけが全くできていなかったり、母親自身が家から出て行く決心がつかないために子どもにもこのようなダメージを与えてしまった、というような自責の念が非常に強い母



親が多い。母親自身が暴力という大変な被害を受けていることから、子どもに対してどのように接したり、しつけをしていけば良いのか、家庭内のルールをどのように決めていけば良いのか、といったことがわからなくなっている母親も少なくない。そういった母親に対するサポートも平行して行っている。

母親に対しては、子どもの担当とは別の職員が行っている。通常は、母親と子どもの関係に何らかの問題がある場合には、ブリッガンが案件を担当することになる。ブリッガンは、親の暴力などの行為を「罪だ」とだけ認めるのではなく、家族に対してサポートを与える機関であって、その親と一緒にどうしたら良いかを考える機関である。

子どもを虐待する親は父親であることが多いが、ケースによっては母親が子どもを虐待している家庭もある。例えば両親が離婚しており、義理の母から虐待を受けているケースなどがある。件数は少ないが、同性パートナーの家庭で子どもが虐待を受けている場合もある。

アンカレット、ブリッガン、トラップンにおける案件では、父親、母親とも親権を有する場合には、暴力行為を行う父親にも、話し合いをもつ場合に参加してもらうよう連絡している。暴力をふるっている父親は、通常の場合は来ないが、なかには自分の責任を感じて来てくれる父親もいる。父親が、自分が変わらなければならぬ、自分に責任があると考えている場合は、父親に対しては、ブリッガンをはじめとする様々な専門機関を紹介をすることがある。

暴力をふるう者が実親ではなく、たとえば母の再婚相手である場合は、子どもは、ブランという別の部門の対象となる。トラップンにおけるセラピーは、実親からの暴力の被害を受けた子どもを対象にしている。実親ではない者との関係は、居住の場所を移せば、その者との関係は切れる。しかし実親との関係は、ずっと継続するからである。

### 3) 最終的な目的

重要なことは、まず、家庭内での暴力の問題は家族だけの秘密にされてきた事柄であるため、その殻をやぶることである。次に、子どもの恥の意識や罪の意識を取り除くことである。さらに、子どもに対して知識を与え、もしも将来、同様なことが再び生じた場合に、それに対応できる力、知識、対処方法を習得させることがトラップの目的である。すなわち暴力が再発した場合、どういうふうに対処することができるのか、自分にはどういう権利があるのか、どういう人に対して助けを求めたら良いのか、といったことについての力、知識、対処方法を子どもに習得させることが重要である。そうすることによって、もし暴力が再発しても、今度は秘密にするのではなく、子どもが自身のネットワークのなかからこの人は以前に起きた事柄を知っているとか、この人とは信頼関係ができていたといったように適当な人に対して話をするができるようになる。

また、被害にあった子どもは、自分が特別であるとか、自分はどこか変であるというように、自分のことをゆがめて認識している場合が多い。それを取り除くことも重要である。すなわち「あなたは特別な事件に遭遇した際に普通に反応しただけだ、当然の反応なのだ」ということを話して聞かせ、子どもや子どもの行動に非があるのではなく、普通の反応であることを認識してもらう。ただし、トラウマの度合いが非常に大きな子どもなどもあるため、その場合は児童精神科で治療を受けることができるよう、適切な橋渡しを行うようにしている。

#### ・再訪するケース

子どものなかには、トラップでのセラピーが終了した後に、再びここを訪問してくる場合もある。例えば、年齢が上がって考えることが増えてきたときに、もう一度セラピーを受けることを希望して子どもが自ら訪れることもある。

子どもが再びトラップに来る場合でも、やはり無料でセラピーを受けることができる。15歳以上18歳未満の子どもは、サポートを受けたいという申請を自ら行うことができる。子どもが15歳未満であれば、保護者の同意が必要となる。

**【参考資料】**

〔資料1〕

未成年者の保護に関する特別規定を定める法律（1990：52）（仮訳）  
（Lag(1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga, LVU）

**【導入規定】**

第1条 子どもおよび青少年を対象とする社会サービスは、社会サービス法（2001:453）にもとづき、本人およびその親権者の同意のもとで行われなければならない。社会サービスの施策は、未成年者の人間の尊厳と個人の尊厳（不可侵性）の尊重によって特徴づけられなければならない。

2 しかしながら18才未満の者が、この法律の第2条または第3条に定めるところに該当する場合であって、未成年者が必要とする保護を受けることにつきその者の親から同意が得ることができない場合、あるいは未成年者が15才に達している場合は未成年者本人から同意を得ることができない場合には、この法律にもとづき保護が提供されなければならない。

3 第3条に定める保護は、その者の必要性および個人的状況その他に鑑みて他の保護よりも適当な場合であって、その必要な保護について本人の同意が得られない場合は、18才以上20才未満の者についても適用することができる。

4 第22条および第24条に定めるその他の特定の措置については、同意が得られない場合であっても講じることができる。

5 この法律にもとづく決定を行う際には、未成年者にとっての最善が決定的に重視されなければならない。

6 未成年者は、関連する情報について知らされなければならない。また、自らの立場について、可能な限り明らかにされなければならない。本人の年齢と成熟の程度に応じ、未成年者の意見に対して配慮されなければならない。

### 【保護の提供】

第2条 家庭において、身体的または精神的虐待、不適切な搾取、養育の欠如その他の不適切な取扱いが行われ、未成年者の健康または発達が損なわれる重大な危険性がある場合は、保護の決定が行われなければならない。

第3条 依存性のある薬物の乱用、犯罪行為その他の非社会的行為により、未成年者が自らの健康または発達が損なわれる重大な危険性に自らをさらしている場合もまた、保護の決定が行われなければならない。

第4条 この法律に定める保護の決定は、社会委員会の申立てにより、地方行政裁判所が行う。

2 申立てにおいては、以下の事項が明記されなければならない。

1. 当該未成年者の状況
2. 未成年者が保護を提供されるべき理由となる事由
3. 以前に講じた措置
4. 社会委員会が講じるべきと考える保護
5. 未成年者に対してどのように関連する情報の提供が行われたか
6. どのような種類の関連する情報が提供されているか
7. 未成年者の立場（地位）

第5条 地方行政裁判所の行った保護の決定は、当該決定が効力を有するに至っ

た日から4週間経過した日以降は、その効力を失う。

### 【緊急保護】

第6条 社会委員会は、以下の各号に該当する場合、緊急保護を行うべきことを決定することができる。

1. 未成年者がこの法律に定める保護を必要としている蓋然性が高い場合であって、かつ、
2. 未成年者の健康または発達に対する危険性、ないしは事後に調査または措置を講じることが著しく困難になる可能性があることに鑑みて、裁判所が保護決定を行うまで待つ時間的余裕がない場合。

2 社会委員会が保護決定を行うための時間的余裕がない場合は、社会委員会の長または委員が緊急保護の措置を決定することができる。当該決定は、次回の委員会において報告されなければならない。

3 社会委員会がこの法律に定める保護の申立てを行ったときは、裁判所もまた、当該未成年者に対する緊急保護の決定を行うことができる。

第7条 社会委員会が緊急保護の決定を行ったときは、決定の日から1週間以内に、当該決定された案件について地方行政裁判所に申立てを行わなければならない。

2 地方行政裁判所は、可能な限り速やかに、当該決定について審査しなければならない。審査は、著しい妨げが存在しない限り、当該決定および関連する書面が裁判所に到達した日から1週間以内に行われなければならない。

3 前項で定める期間内に緊急保護の案件が裁判所に申立てられない場合には、当該措置は廃止される。

4 社会委員会がこの法律にもとづく保護決定の申立てをした後に、緊急保護の決定を行った場合には、当該緊急保護の決定は、保護決定の申立てを行った裁判所に対して申立てられなければならない。

第8条 地方行政裁判所が緊急保護の決定を行った場合は、社会委員会は、当該決定の日から4週間以内に、当該未成年者に対するこの法律にもとづく保護の提供に関する申立てを裁判所に対して申立てなければならない。

第9条 緊急保護は、以下の各号に該当する場合には廃止される。

1. 第8条に定める期間内にこの法律にもとづく保護の申立てが行われず、また申立て期間の延長の請求も行われなるとき。
2. 裁判所が本案の保護決定を棄却したとき。

2 緊急保護の措置を行う理由が存在しなくなったときは、社会委員会は直ちに停止を決定しなければならない。停止決定は、この法律にもとづく保護の審査を行う裁判所にも伝達することができる。

## 【保護】

第10条 未成年者に対して緊急保護の決定または保護の決定が行われたときは、未成年者の自宅以外の場所において保護が開始されなければならないものとする。

2 当該保護の内容および形態については、社会サービス法(2001:453)お

よび同法施行令第11条から第20条が適用される。(2001:466改正)

第11条 社会委員会は、未成年者に対してどのような保護が行われるべきか、および未成年者がどこに滞在すべきかを決定する。但し、第12条第1項で定めるホームに滞在して保護を受ける者については、国立施設庁(Statens institutionsstyrelse)が、そこに入所することを決定された未成年者について、一時的に他のホームに滞在することを決定することができる。

2 社会委員会は、未成年者の保護を促進するために最もふさわしいと思われるときは、未成年者が自宅に滞在することを承認することができる。

3 第1項または第2項にもとづき社会委員会が決定を行うまでに時間的余裕がない場合には、社会委員会の長または委員が決定を行うことができる。当該決定は、次回の委員会において報告されなければならない。

4 社会委員会または社会委員会から保護の実施を委任された者は、未成年者を監督しなければならない。また、保護の実施に必要な範囲で、未成年者の個人的事項についても決定しなければならない。

5 社会委員会は、未成年者の保護を行う間、親子法第6章第1条に定める未成年者の基本的権利が充足されるように、親権者と等しい責任を有するものとする。

(2007:1312改正)

第12条 第3条の定め該当する何らかの理由により、特別に入念な監視を必要とする未成年者の保護のため、特別な未成年者ホームが設置されなければならない。

2 社会委員会が、未成年者に対して、第1項で定めるホームへの入居を決定した場合は、国立施設庁はそれに相当するホームにおいて入居場所を割り当てなければならない。

3 保険医療に従事する者または特別な未成年者ホームにおいて業務に携わる者は、未成年者が感染症保護法（2000：168）第1章第3条第2項に定める一般的危険疾患に該当する疾患に罹患していることを知ったときは、感染拡大の危険性がないことが明白である場合を除き、国立施設庁に届け出なければならない。

（2005：468改正）

第13条 社会委員会は、この法律にもとづき保護を受ける未成年者の保護に対して、厳格にフォローアップを行わなければならない。

2 未成年者が第2条にもとづき保護を受けている場合、社会委員会は、少なくとも1ヶ月に1度はこの法律に基づく保護が引き続き必要であるかどうかを検討しなければならない。

3 未成年者が第3条にもとづき保護を受けている場合、社会委員会は、保護決定の執行の日から6ヶ月以内に、この法律に基づく保護が廃止されるべきかどうかを審査しなければならない。以後の審査は、少なくとも6ヶ月ごとに行われなければならない。

4 未成年者が里親のもとに委託されてから、同じ里親のもとに3年間滞在する場合には、社会委員会は、親子法第6章第8条に定める親権の移転を請求する理由が存在するか否かについて検討しなければならない。（2003：406改正）



第14条 社会委員会は、未成年者が親および親権者と交流する必要性が可能な限り満たされることについて、責任を有する。

2 この法律に定める目的に照らして不可欠な場合には、社会委員会は、次の各号に定める事項を決定することができる。

1. 未成年者が、裁判所の判決または決定、ないしは契約により交流権を有する親権者および親と、どのように交流を行うべきかに関する事項。
2. 未成年者の滞在場所を親または親権者に知らせるべきでないこと。

3 社会委員会は、少なくとも3ヶ月に1度、第2項に定める決定が引き続き必要であるかどうかを検討しなければならない。

第14a条 国立施設庁は、この法律に定める事業についてフォローアップを行わなければならない。フォローアップは、保護期間中と保護終了後のいずれの期間についても行われなければならない。

2 社会委員会は、国立施設庁が第1項に定めるフォローアップについての義務を履行するために必要な、個人に関する情報を提供しなければならない。

#### 【特別の権限】

第15条 未成年者が第3条にもとづく保護を受けている場合であって、特別に入念な監視のためのホームに入居している場合には、未成年者に対し、ホームから外出することの制限その他の保護の実施に不可欠な行動の自由の制限を行うことができる。未成年者に対する行動の自由の制限は、他の入居者または職員の安全のために必要である場合にも行うことができる。 (2003:420改正)

第15a条 ホームに入居する者は、妥当な範囲内で、電話を送信または受信して会話すること、訪問者を受け入れること、ならびにホーム以外の場所で外泊することについての権利を有する。但し、入居者は、保護またはホームにおける秩序に危険をもたらす可能性がある場合には、電話の送受信および訪問を禁止されることができる。

2 ホーム以外の場所で外泊するときは、事前に、その期間を定めなければならない。但し、その期間は最長で4週間以内でなければならない。

3 電話での会話および訪問を受ける権利の制限に関する決定、ならびにホーム以外の場所での外泊に関する決定は、国立施設庁が行う。ホーム以外の場所での外泊に関する決定は、事前に社会委員会との協議のうえで行うものとする。

4 この法律で定める保護施設における訪問に関する事項は、特定の強制的保護における訪問制限に関する法律（1996：981）で定める。

第15b条 入居者に対しては、本人、他の入居者または職員の安全のために不可欠な場合には、当該入居者をホーム内の施設が可能なユニットに入居させることその他の方法により、特別に入念な監視のもとで保護を行うことができる。入居者の特別な保護の必要性に照らして不可欠な場合、または本人ないし他の入居者の安全のために必要な場合には、当該入居者が他の入居者と接近することを妨げるような方法を用いることができる（独立保護）。

2 当該形態のユニット等での保護は、最長で連続して2ヶ月以内とする。但し、特別な取扱いをすべき理由が存在する場合には、第1項に定める事情が引き続き存在し、かつ当該入居者が、以前よりも自由度の高い滞在の機会またはホーム以外の場

所での外泊の機会を与えられることを条件として、当該形態の保護を延長することができる。

第15c条 入居者が暴力行為を行い、または依存性のある薬物の影響により自ら秩序を維持することができないため特別の必要性が存在する場合には、当該入居者を隔離することができる。当該入居者は、継続的に職員の管理のもとにおかれなければならない。但し入居者は、避けられない不可欠の期間を超えて隔離されてはならず、いかなる場合であっても連続して24時間以上の長い時間であってはならない。

2 15才未満の入居者については、第1項に定める措置がどのような方法で講じられるべきかについて、医師が早急に意見を述べなければならない。

第16条 第15条の定めに該当する者は、麻薬、アルコール飲料、その他の依存性のある薬物であって、特定のドーピング剤の禁止に関する法律（1991：1969）に定めるもの、あるいは健康に危険を及ぼす特定物または乱用その他の依存性に関連する特別の使用のために所有される注射器、挿入管、その他の物品の所有の禁止に関する法律（1999：42）に定めるものを所持してはならない。未成年者はまた、ホームにおける保護または秩序に害を与えうるその他のものを所持してはならない。これらに該当するものの所有が発見された場合は、適切に取り扱われなければならない。（2005：468改正）

第17条 必要な場合には、第15条の定めに該当する者に対して、ホームに入居する際、所持を禁じられている物品を所持していないことを確認するために、身体の所持品検査または身体検査を行うことができる。ホームに入居している間に、これらの物品の所持が疑われる場合も同様とする。

2 身体の所持品検査および身体検査を行うときは、事情が許す限り、あらゆる配慮がおこなわれなければならない。可能な場合には、一人の立ち会い人が同席しなければならない。

第17a条 医学的理由その他のこれに類する理由による場合を除き、入居者が、麻薬、アルコール飲料その他の特定のドーピング剤の禁止に関する法律（1991：1969）または健康に有害な特定物質の禁止に関する法律（1999：42）で定める物質の影響を受けているかどうかを管理するため、入居者がそれらの物質による影響を受けている疑いがある場合には、入所者には、要請にしたがって血液検査、尿検査または呼気検査を行う義務がある。（2007：1312改正）

第18条 第16条および第17条の規定は、保護の実施、ホームにおける秩序の維持のために不可欠な場合であって、かつ政府または政府の委任をうけた国立施設庁が許可する場合には、特別に入念な監視のためのホームで保護されているすべての者に適用されなければならない。（1993：2改正）

第19条 第15条に該当する者については、ホームにおける秩序または未成年者の特別な事情の観点から必要のある場合には、その者の手紙その他の郵送物を監督のもとにおくことができる。この目的のため、国立施設庁は、当該未成年者が送受する郵送物を開封し、中身をあらためることができる。到達した郵送物の中身が、当該未成年者が第16条にもとづき所持を禁じられている物品である場合には、当該物品は、適当な取扱いがされなければならない。

2 スウェーデン国内の公的機関、弁護士または公選代理人と当該未成年者との間の手紙については、事前の検査なしに転送されなければならない。

第20条 特定のドーピング剤の禁止に関する法律（1991：1969）または健康に有害な特定物質の禁止に関する法律（1999：42）で定める麻薬、アルコール飲料その他の依存性のある物質が第16条または第19条にもとづき取扱われる場合、あるいはその所持者が不明の状態でそれらの物質が特別に入念な監視のためのホームにおいて発見された場合は、国立施設庁は、アルコール飲料等の紛失に関する法律（1958：205）第2条第1項に定める押収物に関する規定にもとづき、破棄または売却しなければならない。売却により生じた収入は、国庫に属される。

2 乱用その他麻薬物質の摂取のために特別に所有される注射器、カテーテルその他の物品に関しても、前項と同様に取扱われなければならない。

第20a条 第15条から第15c条および第17条から第19条に定める強制措置は、当該措置の目的に照らして妥当な程度でのみ用いることができる。より介入的でない措置で足りる場合には、そちらを用いなければならない。

（2005：468改正）

第20b条 第15条および第18条から第20条に定める決定については、国立施設庁が決定を行う。第15条および第15b条から第17aにもとづく決定についても、国立施設庁がこれを行う。

（2005：468改正）

### 【保護の廃止】

第21条 この法律にもとづく保護を必要としなくなった場合には、社会委員会は保護の廃止を決定しなければならない。社会委員会は、未成年者がその者の親権を有する者または親権を有する者たちと再会するために、入念に準備を行わなければならない。

2 第2条にもとづき決定された保護は、未成年者が18歳に達したときは、速やかに廃止されなければならない。

3 第3条にもとづき決定された保護は、未成年者が21歳に達したときは、速やかに廃止されなければならない。（2003：406改正）

第21a条 この法律にもとづく保護の決定は、以下の各号に定める決定を行うことを妨げない。

1. 引渡し法（2005：716）にもとづく国外退去または国外追放
2. 特別の引渡し管理に関する法律（1991：572）にもとづく国外追放
3. 犯罪者引渡し法（1957：668）にもとづく引渡し
4. デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェーへの犯罪者の引渡しに関する法律にもとづく引渡し
5. 保護または医学的処置に関する決定の執行に関するデンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェーへの引渡しに関する法律（1970：375）にもとづく引渡し
6. 国際人権に関わる犯罪のための国際裁判へのスウェーデンの協力に関する法律（1994：569）にもとづく引渡し
7. 国際刑事裁判所への協力に関する法律（2002：329）にもとづく引渡し
8. ヨーロッパ拘留指令にもとづくスウェーデンからの引渡しに関する法律（2003：1156）にもとづく引渡し、ならびに
9. Sierra Leone に関する特別裁判所への協力に関する法律（2006：615）にもとづく引渡し

2 第1項に定める決定が行われた場合は、この法律にもとづく保護は廃止される。

### 【その他の措置】

(予防的措置)

第22条 20歳未満の者が、第3条の定め該当する行為によって、もしその行為が継続されるならばこの法律にもとづく保護の提供が必要となる場合であって、当該未成年者が必要とする支援または処置を、未成年者が15歳以上の場合は未成年者自身、それ以外の場合は親権者の同意にもとづいて受けることができないとみなされる場合には、社会委員会は、以下の各号の決定を行うことができる。

1. 20歳未満の者が、社会委員会の選任した特定の資格を有するコンタクトパーソンと定期的にコンタクトをとらなければならないこと、または
2. 20歳未満の者が、社会サービス上の通所の形態での措置に参加しなければならないこと。

2 これらの決定を行う場合は、特別の処遇計画を策定しなければならない。

3 第13条第1項および第3項、ならびに第21条第1項および第3項の規定は、第1項にもとづく決定についても適用される。第13条第3項にもとづく当該決定の廃止についての最初の審査は、社会委員会の決定の日から6ヶ月以内に行わなければならない。

第23条 第22条にもとづく決定は、以下の各号に該当する場合は廃止される。

1. 緊急保護の決定が行われたとき。
2. 保護の申立てが認容されたとき。

**【連れ出し禁止等】**

第24条 地方行政裁判所は社会委員会からの申立てにより、未成年者が滞在するホームから連れ出された場合、当該未成年者の健康または発達が損なわれる重大な危険性が存在するときは、親権者に対して、一定期間または当面の間、未成年を社会サービス法（2001：453）第6章第6条第1項に定めるホームから連れ出すことを禁止することを決定することができる（連れ出し禁止）。

（2007：1312改正）

第25条 連れ出し禁止の申立ては、社会サービス法（2001：453）第6章第6条にもとづき当該未成年者を私人の家庭に受け入れることを決定した社会委員会が行うものとする。第27条に定める一時的連れ出し禁止の決定についても、当該社会委員会が行うものとする。（2001：466改正）

第26条 社会委員会は、連れ出し禁止が引き続き必要であるかどうかについて、少なくとも3ヶ月に1度、検討しなければならない。

2 連れ出し禁止が必要でなくなったときは、社会委員会は、廃止決定を行わなければならない。

第27条 社会委員会は、以下の各号に該当する場合、一時的連れ出し禁止を決定することができる。

1. 連れ出し禁止を必要とする蓋然性が高いとき。
2. 未成年者の健康または発達に対する危険性にかんがみ、裁判所が連れ出し禁止決定を行うまでに時間的余裕がないとき。

2 社会委員会が一時的連れ出し禁止の決定を行うまでに時間的余裕がない場合



には、社会委員会の長またはその他の委員が当該禁止を命ずることができる。当該禁止の決定は、次回の委員会において報告されなければならない。

3 社会委員会が連れ出し禁止の申立てを行ったときは、裁判所もまた、一時的連れ出し禁止を決定することができる。

第28条 社会委員会が一時的連れ出し禁止の決定を行ったときは、当該決定を地方行政裁判所に届け出なければならない。その場合は、第7条第1項から第3項までの規定が適用される。

第29条 地方行政裁判所が一時的連れ出し禁止の決定を行ったときは、社会委員会は、裁判所の決定の日から2週間以内に、連れ出し禁止の申立てを行わなければならない。

第30条 一時的連れ出し禁止は、以下の各号に該当する場合には廃止される。

1. 連れ出し禁止の申立が第29条に定める期間内に行われなかったとき、  
または、
2. 裁判所が、連れ出し禁止の申立てを棄却したとき。

2 一時的連れ出し禁止の理由が存在しなくなったときは、社会委員会は、速やかに廃止決定を行わなければならない。廃止決定は、当該連れ出し禁止の案件の審査を行う裁判所に対しても伝達することができる。

第31条 連れ出し禁止または一時的連れ出し禁止の目的に照らして必要なときは、社会委員会は、未成年者が、親権者および裁判所の判決または決定ないし契約にもとづき交流権を有する親とどのような方法で交流を行わなければならない

かを決定することができる。

（2003：406改正）

### 【医学的検査】

第32条 この法律にもとづく案件について、社会委員会は、未成年者に対して医学的検査を行うことを決定することができ、また、医師に検診をさせることができる。未成年者が滞在する家で医学的検査を行うことが適当でない場合には、社会委員会は、他の場所でこれを行うことを決定することができる。この法律にもとづく案件については、裁判所も同様の権限を有するものとする。

2 医学的検査は、特別な理由がみとめられない限り、社会委員会が第4条にもとづく申立てを行う前に行われなければならない。

### 【手続きに関する規定】

第33条 この法律にもとづく案件の手続きは、迅速に行われなければならない。

第34条 未成年者が保護を受け、または一時的連れ出し禁止の決定を受けているときは、地方行政裁判所は、保護または連れ出し禁止の申立てが裁判所に到達した日から、2週間以内に決定を行わなければならない。さらなる調査の必要性その他の特別な事情により必要である場合には、裁判所はこの期間を延長することができる。

第35条 この法律にもとづく保護または連れ出し禁止の開始または廃止に関する案件において、地方行政裁判所および高等行政裁判所は、不必要であることが明白でない限り、口頭による手続きを行わなければならない。口頭手続きは、いずれか一方の当事者が要求する場合には、必ず行われなければならない。当事者は、口

頭手続きを要求する権利を有することについて、教示を受けなければならない。

2 一方の当事者が、個人的な処罰に関して法廷に召喚された日時に出頭しなかった場合、裁判所は、当該当事者に対し、即時または後日に裁判所へ出頭するよう命じることができる。 (2003:420改正)

第36条 未成年者が15歳に達したときは、当該未成年者は、自らこの法律にもとづく(行政手続または裁判手続上の)案件の当事者となる権利を有する。

2 第39条にもとづき15歳未満の者に対する公選代理人(offentligt biträdare)に任命された者で、同時に親権者の代理人ではない者は、特別の定めがない限り、案件における未成年者の代理人として任命されたものとみなす。

3 15歳未満の者は、調査に関して有益であって、かつ聴取により当該子どもが傷つけられることがないと考えられる場合には、聴取されるべきである。

第37条 緊急保護および一時的連れ出し禁止の案件以外のこの法律にもとづくその他の案件で、高等行政裁判所に係属する案件の手続きにおいては、法廷には参審員が同席しなければならない。

第38条 この法律にもとづく(行政手続または裁判手続上の)案件においては、送達法(1970:428)第12条または第15条に定める私人についての送達に関する規定は適用されないものとする。

第39条 第2条または第3条にもとづく保護の提供、第6条にもとづく緊急保護、第21条にもとづく保護の廃止、第24条にもとづく連れ出し禁止ならびに第

26条にもとづく連れ出し禁止の廃止に関する案件、または第41条第1条第1号にもとづく不服申立てにおいては、代理人が必要でないとみなされるべき場合を除き、措置の対象となる者ならびにその親権者に対して、公選代理人が選任されなければならない。

2 未成年者とその親権者の双方に公選代理人が必要である場合、両者の間に対立する利害が存在しないときは、共通の代理人を選任するものとする。

3 公選代理人は、案件を取り扱う裁判所によって選任される。社会委員会または地区社会委員会に係属する案件については、地方行政裁判所が公選代理人を選任する。  
(1996:1648改正)

第40条 緊急保護、予防的措置または一時的連れ出し禁止の決定は、即時に効力を有する。

2 この法律にもとづくその他の決定は、社会委員会が特に命じない限り、即時に効力を有する。

3 裁判所は、裁判所の決定するその他の決定が即時に効力を有すべきことを命じることができる。

#### 【不服申立て】

第41条 社会委員会の行った決定は、以下の各号に該当するときは地方行政裁判所に不服を申し立てることができる。

1. 未成年者に対する保護が行われるべき場所に関する決定、または未成年者が居住する家庭から転居することに関する決定

2. この法律にもとづく保護の継続に関する決定
3. 第14条にもとづく交流に関する決定、または未成年者の滞在場所の秘匿に関する決定
4. 第22条にもとづく決定、または決定の廃止に関する審査の適用
5. 交流に関する第31条にもとづく決定
6. 連れ出し禁止の継続に関する決定

2 この法律にもとづき社会委員会が行ったその他の決定については、不服申立てを行うことができない。

3 裁判所の行う第8条にもとづく申立て期間の延長に関する決定、および第32条にもとづく医学的検査に関する決定については、不服申立てを行うことができない。

第42条 この法律にもとづき国立施設庁が行った決定は、以下の各号に該当するときは地方行政裁判所に不服を申し立てることができる。

1. 第15a条に定めるホームに滞在する者に対する電話または訪問についての権利の制限に関する決定
2. 第15b条にもとづく独立保護または第15c条にもとづく隔離に関する決定
3. 第20条にもとづく財産の破棄または売却に関する決定

2 不服申立ては、保護の決定を行った地方行政裁判所によって審査される。

3 不服申立ての審査許可は、高等行政裁判所への控訴にあたって要請される。

### 【警察の協力】

第43条 警察機関は、以下の各号の要請があったときは支援を行わなければならない。

1. 社会委員会または社会委員会の長、ないしは裁判所からの要請により、第32条にもとづき医師を未成年者の滞在する家に立ち入らせ、または未成年者に医学的検査を受けさせるとき
2. 社会委員会または社会委員会が委任した委員ないし職員からの要請により、この法律にもとづく保護または措置の決定を実施するとき
3. 国立施設庁からの要請により、第3条にもとづく何らかの理由で特別に入念な監視のためのホームにおいて保護を受ける未成年者がホームから逃亡した場合、またはその他の理由で未成年者がいなくなったことに対し配慮を要する場合に、その者を追跡捜査（*efterforska*）し、連れ戻すとき

### 【罰金】

第44条 連れ出し禁止または一時的連れ出し禁止命令に違反した者には、罰金刑が科されなければならない。

2 起訴は、社会委員会、地方行政裁判所、または社会庁の承諾があった場合にのみ行うものとする。

〔資料2〕

社会省プレスリリース 2009年7月16日 子どもの保護に関する調査委員会「子どもと青少年の保護および支援に関する法律（LBU）について」（S2007:14）

本日、立法調査委員会委員シャシティン・ヴィグセルは、「子どもの保護に関する調査委員会」による子どもと青少年の保護と支援に関する新しい法律についての提案を、国務大臣マリア・ラーションに提出する。この新しい法律によって、子どもと青少年の保護が強化される。子どもと青少年の参加の可能性と影響力が向上する。危険にさらされる子どもに対する社会サービス部門の業務の質および資格と、安全性に対する要求は増大する。同時に、困難な状況におかれ各種の支援措置を必要とする子どもに対する社会が担う共同の責任が強調される。

この提案は、社会サービス法（SoL）の子どもと青少年に関する規定と、未成年者の保護に関する特別規定を定める法律（LVU）の全ての規定を、一つの包括的な法律としてまとめる。この新しい法律は、子どもと青少年の支援と保護に関する法律（LBU）と称することが提案されている。

「包括的な法律は、関係者にとって概観しやすく理解しやすい」とシャシティン・ヴィグセル委員は語る。子どもの視点が明確となり、子どもと青少年の社会的な養護はどれだけ意義深く複雑な分野であるかを前面に押し出す。

子どもの保護委員会は、現行の法規定を約40箇所改正もしくは補完することを提案する。

- 子どもは親権者の同意の有無に関わらず、社会サービス部門と話をして援助を受けることができるより大きな機会を有する。例えば15歳以上の子どもは、両親が反対をしたとしても援助を受けることができる。社会サービス部門はまた、子どもの安全を考慮に入れて、必要な場合もしくは子どもが希望する場合には、調査を開始したことを一定期間、親に知らせな

くてもよい。

- 訴えに関連して、子どもが危険にさらされていると疑いをもつ場合、家族に対してオープンであること、役所同士の協力を強化することを目的として、社会サービス部門と関連する家族を会議に呼び出すことができる。社会サービス部門はそれから最高14日間のあいだに調査を実施するかどうかについて決定を下すことができる。手続きがより統一的で予測可能になることを通して法的安全性は増大する。訴えを出した人も社会サービス部門の決定に関する情報を入手できる。
- コミュニティは、各種のニーズをもち支援や保護を受ける権利をもつ子どもや親のためのオープンな措置を提供する義務を有する。コミュニティはこの他にも、例えば先立つ調査やニーズ判定をすることなく、家族支援プログラムという形の措置(サービス)を簡易的で官僚的でない形で提供することが可能でなければならない。
- 子どもが危険にさらされるという十分に根拠のある疑いがある場合、同時に強制措置のための法的根拠がない時でも、社会サービス部門は親が反対したとしても子どもの状況をフォローアップすることができなければならない。このことは調査が終了し、親が措置を拒否した場合も適用される。これはまた自由意思によるファミリーホームもしくは施設への入所から親が子どもを連れて帰り、同時に他の措置を拒否した状況のもとでも適用される。
- 措置を受けた子ども一人ひとりにソーシャルワーカーがつき、ソーシャルワーカーは1年に少なくとも四回は子どもを訪問し、できる限り時間をかけて子どもと対話をする。ソーシャルワーカーは措置期間中の子どもに対するケアおよび子どもとのコンタクトについて責任を負う。子どもを担当するソーシャルワーカーは、ファミリーホームもしくは施設の状況を考慮して子どもの利益がなおざりにされるリスクがないよう、子



どものケアをする者に対して独立した立場を保つべきである。

「社会が入所させた子どもたちの安心、配慮、学校生活、そして子どもの健康に関して、社会は高い目標をもたなければならない」とシャシティン・ヴィグセルは語る。子どもを担当するソーシャルワーカーについての提案は、こうしたことの一部だ。

- ファミリーホームは、こうした大切な任務を前に、教育研修といった形よりすぐれた支援を得るべきである。ファミリーホームと社会サービス部門の両者は、子どものケアと成長に関する各々の責任を引受けることについて、両者間の契約のなかではっきりと明記する。こうすることによって学校教育や医療へのアクセスなどをファミリーホームが準備する上でのリスクを減少することができる。社会サービス部門は、予め考えられたファミリーホームへの委託の事前に、そのファミリーホームが一般的に適正であるかどうか、そして特にその該当する子どもにとって適切であるかを詳細に検討しなければならない。
- 子どもの親権を移転したファミリーホームの親は、子どもを委託したコミュニティから引き続き支援を受ける権利をもつ。ファミリーホームの親への親権の移譲はファミリーホームに長期的に滞在する必要がある子どもにとって、より強力な保護を意味する。ファミリーホームの親は、今日の段階では社会サービス部門からの支援を失うのではないかと不安を覚えて親権の移譲を躊躇することがある。
- 社会委員会(訳注：コミュニティの中の社会福祉分野を担当する政治家からなる組織であり、職員組織の上に位置する。政治的な責任を担う機関)は、リスクと悪い条件を予防・発見・処理するためのルーチンを確保する義務を有する。子どもを保護する任務をもつ事業においては、自己の事業における安全をコントロールするための信頼できるシステムを伴う必要が

ある。例えば、社会サービス部門のコンタクトや監督が不十分なために、入所措置された子どもへの処遇もしくは侵害行為に対するルーチンの欠如によって引き起こされた不適切な行為に関する不服申立の仕組みなどである。

「容認できない事態はいつでも起こる可能性があるが、ようするにできる限りのことをしてそれを避けることである」とシャシティン・ヴィグセルは語る。

- ソーシャルワーカーの資格は、子どもと青少年の社会的養護の分野における業務において要求され、子ども支援と保護のニーズを調査し判定すること、そして子どもへ向けた措置や子どもの状況をフォローアップすることを意味する。過去に経験のないソーシャルワーカーは、適切な手引きが受けられなければならない。

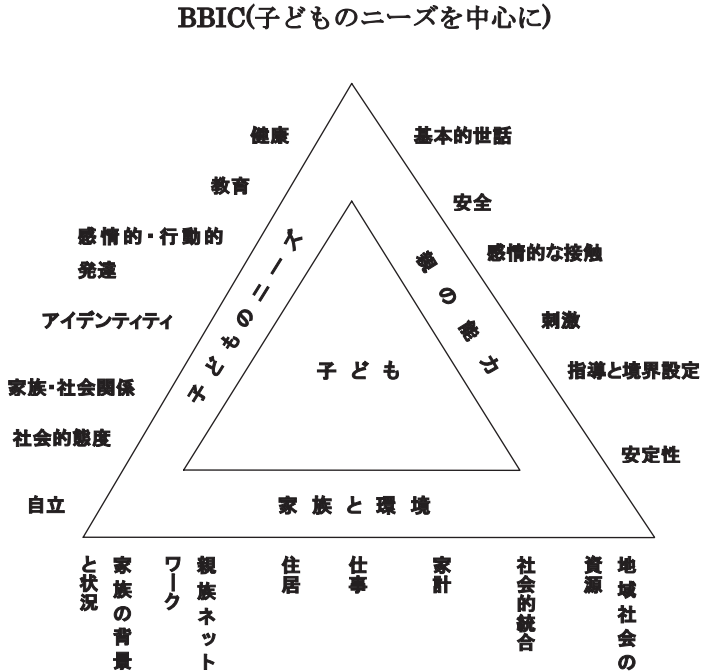
シャシティン・ヴィグセルによると「親や子どもの法的保障と事業の質に関する当然の要求を考えると、ソーシャルワーカーが高度な資質をもたなければならないのは当然である」。「長い目で見た場合に、こうした任務にはスペシャリストの資格と能力が要求されるであろう。大学の中で少なくとも一年間の専門教育を実施することが提案されている」。

## 関連文書

SOU2009:68 子どもと青少年の保護および支援に関する法律（LBU）



〔資料4〕 BBIC(子どものニーズを中心に)の枠組み



出典：Socialstyrelsen, *Barns Behov I Centrum—en säkrare väg till skydd och stöd*—, s5.